

第二次あきる野市総合計画

基本構想（素案）

令和2年8月25日 時点

【素案をご確認いただくに当たっての留意事項】

- 第1部は、第二次総合計画策定に当たっての前提条件としてまとめたもので、同計画全体の「序論」となるものであり、内容的には基本構想に相当するものではありません。ただし、総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造となることから、基本構想の箇所に記載しています。
- 文中の表やグラフについて、今後データの更新等が確認された場合、更新を反映した表やデータの掲載を行います。また、既存の報告書等から引用しているものも含まれているため、形式や色彩が統一されていない場合があります。さらに本文中の西暦和暦の表記は、読みやすさを考慮し、同一の表内における西暦和暦の統一、表やグラフとこれを引用している本文との西暦和暦の統一等を行っています。
- 段落の配置、フォント、イラストなど、文章のデザインは、総合計画策定作業の最終段階で調整します。
- 数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が100にならない場合があります。
- 用語の後ろに「*」がついているものは、用語解説を加える予定の用語です。
- 都市間比較は、原則として次の11自治体を対象としています（共通のデータが公表されていない場合は、公表されている自治体で比較しています）。
<抽出条件>
 - ①類似団体（人口5万人以上10万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%以上かつⅢ次65%以上の団体）のうち、東京都内の自治体（国立市、福生市、東大和市、清瀬市及び稲城市）を抽出
 - ②あきる野市に隣接する類似団体以外の自治体（八王子市、青梅市、羽村市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）を抽出

第1部 序論.....	1
第1章 策定の趣旨・目的.....	1
第2章 第二次計画の構成等.....	3
第2節 第二次計画の位置付けと役割.....	4
第3章 第一次計画における取組の概要.....	5
第2節 テーマごとの取組の概要.....	5
第4章 まちづくりの背景.....	8
第1節 あきる野市の概要.....	8
第2節 時代の潮流と本市への影響.....	15
第2部 基本構想.....	22
第1章 基本構想の取りまとめに当たって.....	23
第1節 市民参加機会の概要.....	23
第2節 市民参加機会から得られた意見など.....	24
第2章 将来都市像.....	25
第1節 第二次計画における将来都市像.....	25
第2節 将来都市像の考え方.....	25
第3章 基本理念.....	28
第1節 市民憲章.....	28
第2節 第二次計画における基本理念とその考え方.....	29
第4章 まちづくりの方向性.....	
第1節 都市整備分野.....	
第2節 産業振興分野.....	
第3節 市民生活・環境分野.....	
第4節 保健福祉分野.....	
第5節 教育・文化分野.....	
第6節 行財政分野.....	
第5章 人口の見通し.....	
第6章：土地利用（調整中）.....	
参考資料.....	

第1部 序論

第1章 策定の趣旨・目的

第二次あきる野市総合計画（以下「第二次計画」という。）の策定に当たり、策定の趣旨と目的をまとめました。

本市は、平成13年（2001年）3月に、平成13年度（2001年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「あきる野市総合計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。第一次計画では、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。

この間、我が国では、急速な人口減少・高齢化社会の進展に伴う医療・社会保障関係費の増大、大規模自然災害の頻発など、これまで私たちが経験したことのない事態を迎えることとなりました。こうした状況を受け、政府のリーダーシップのもと、各地方公共団体は、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組を進めています。また、戦後最大の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の暮らしには新たな生活様式、事業者には「新しい日常」の定着が求められる中で、仕事、学び、暮らしを継続していかなければならないなど、従来の社会の在り方や価値観に変容を及ぼし、従来のIoT*（モノのインターネット）・ビッグデータ*・AI*等の技術革新による第4次産業革命等に加え、オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・暮らし改革、テクノロジーを駆使した災害対応の推進により、デジタル強靱化社会の実現に向けた取組が必要とされています。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進む中、それに伴う生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みや義務的経費の増大が顕在化しています。また、近年類を見ない災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響、公共施設の老朽化等の問題などにも対応していく必要があります。こうした状況を踏まえ、市では、圏央道を生かした産業系土地利用の促進や職住近接を目指した雇用創出など、本市の更なる発展に向けた環境整備を進めるとともに、市民との協働による災害に強いまちづくり、新型コロナウイルス感染症の対策や同感染症に係る支援策の実施などに努めています。

人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、自然環境が織り成す、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第一次計画の成果と課題を整理し、新たに予測される課題等への対応を含めて、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第一次計画の計画期間の終了を受け、戦略的展望のもと、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、第二次計画を策定することとしました。

第2章 第二次計画の構成等

第二次計画の構成や計画期間、他の行政計画との関係性（位置付け）などをまとめました。

第1節 第二次計画の構成及び期間

第二次計画は、第一次計画と同様に、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

第二次計画の基礎となるものであり、まちづくりに対する基本的な考え方、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示すものです。

第二次計画の計画期間は、この基本構想の計画期間と同様です。また、第一次計画の計画期間は20年間でしたが、より早い速度で変化をしていく社会情勢等に的確に対応していくため、第二次計画から、計画期間を10年間とします。

【計画期間と目標年次】

- ◆計画期間：令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）
- ◆目標年次：令和13年度（2031年度）

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等は、「都市整備分野」「市民生活・環境分野」「産業振興分野」「保健福祉分野」「教育・文化分野」「行財政分野」の6つの部門に分けてまとめ、各分野の課題や施策の方向性も示します。

【計画期間と目標年次】

基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、第二次計画の計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。

- ◆前期基本計画：計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
目標年次：令和8年度（2026年度）
- ◆後期基本計画：計画期間：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）
目標年次：令和13年度（2031年度）

(3) 実施計画

基本計画の施策を推進するため、施策ごとに具体的な事業を定めるものです。

【計画期間】

計画期間：3年間

※ 施策及び事業の進捗、予算の状況に合わせて毎年度見直しを行います。

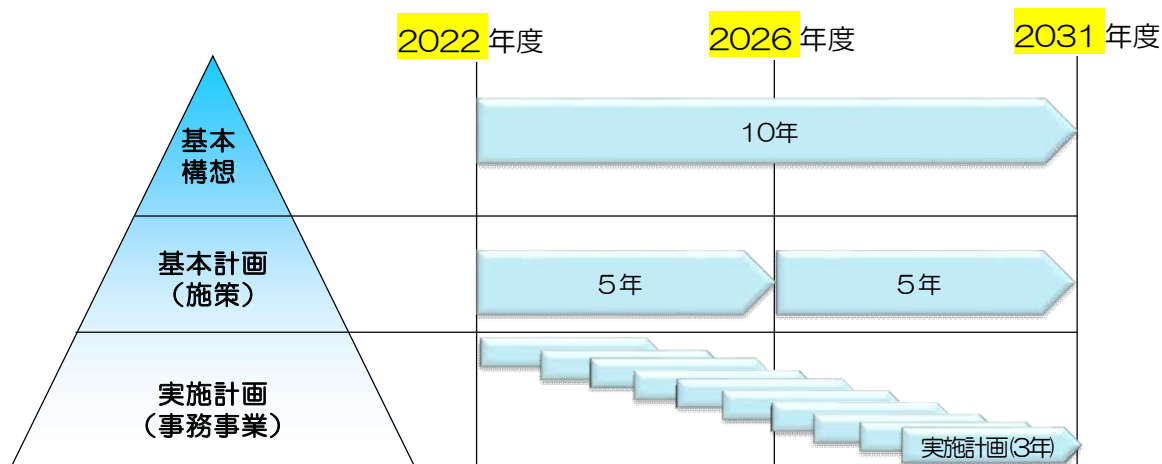


図1 第二次計画の構成と計画期間のイメージ

第2節 第二次計画の位置付けと役割

第二次計画は、その計画期間において、市政における最上位の行政計画であり、各分野で策定された行政計画や各種施策の根幹となるものです。

また、第二次計画は、第一次計画を基本に、創業・就労支援や子育て支援などの施策に焦点を当てた「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））や「あきる野市人口ビジョン」を内包するものとなります。

さらに、第二次計画に掲げる将来都市像（後述）、まちづくりの方向性（後述）等は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、国が推進している「持続可能な開発目標（略称：SDGs）」（後述）と重なる部分が多くみられます。このため、SDGsの17の目標と第二次計画の施策の方向性等との整理を行い、第二次計画を推進することで、併せてSDGsの達成を目指すこととします。

第3章 第一次計画における取組の概要

第一次計画の後期基本計画（計画期間：平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））における取組の概要をまとめました。

第1節 対象とする取組

第一次計画は、先に述べたとおり、第二次計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画から構成しています。第一次計画の基本計画は、計画期間の前半10年を対象とした前期基本計画と後半11年を対象とした後期基本計画から成り、直近の第一次計画の後期基本計画では、都市整備分野などの6つの分野とは別に、まちづくりのテーマとして、「安全・安心なまち」「みんなが快適でいきいきと暮らせるまち」「あきる野らしさを活かした活気あるまち」の3点を掲げていました。

第一次計画の取組の概要をまとめるに当たっては、後期基本計画で掲げた3つのまちづくりのテーマごとの取組の進捗状況を対象とします。

なお、6つの分野における取組の概要や課題は、第二次計画の基本計画において、分野ごとにまとめています。

第2節 テーマごとの取組の概要

(1) テーマ1 安全・安心なまち

「安全・安心なまち」では、後期基本計画に位置付けられた「防災対策」「社会資本の整備」に加え、この第二次総合計画策定中に最大の影響のあった「感染症対策」といった観点から、施策を進めてきました。

防災対策については、地域の防災力の強化を図るため、防災・安心地域委員会*等と連携し、災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進、地域防災リーダー*の育成、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成を図ること等を通じて、災害に強いまちづくりを進めてきました。

社会資本の整備については、災害に強い都市基盤の整備を図るため、道路や橋りょうの計画的な維持管理・更新に取り組んできました。また、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、平成28年（2016年）に「あきる野市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

感染症対策については、戦後最大の危機と言われる新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国や東京都の動向を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染症対策や検査態勢の充実、市民や事業者への支援、社会的距離を確保しながら、仕事や学び、くらしを維持するためのICT施策の推進などに取り組んできました。

(2) テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」では、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」といった視点から、施策を進めてきました。

子育て支援の充実については、受入れ可能児童数の拡大、保育従事職員の確保、保育士の負担軽減等に取り組むことで待機児童数が減少しています。また、学童クラブの育成時間の延長や対象年齢の拡大等に取り組んだほか、「あきる野 子ども子育てステーション こころの」「秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり」を整備し、子育て世代に魅力のある子育て環境の整備を推進してきました。

高齢者支援の充実については、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の展開を通じて、介護予防・健康づくりを推進してきました。また、町内会・自治会や防災・安心地域委員会、事業者との連携により、見守り事業を展開するなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進しています。さらに、平成31年（2019年）4月には、本市の東部地域を対象とする地域包括支援センターを開設し、高齢者を支える体制の強化を図りました。

地域内交通対策については、るのバス*や盆掘交通*を運行するとともに、バス路線維持のため、バス事業者に補助金を交付してきました。また、公共交通の充実に向け、市民、事業者などとの連携のもと、公共交通空白地域の解消に向けた実証実験等に取り組んできました。

学校教育の充実については、平成25年（2013年）にあきる野市小中一貫教育推進基本計画を策定し、小中学校の連携による小中一貫教育を計画的に推進するとともに、児童・生徒の基礎学力の向上などを目指す学力ジャンプアップ事業に取り組んできました。

生涯学習の充実については、体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携して、幅広いスポーツ教室を実施するとともに、市民の体力向上や健康の増進に向けてスポーツの大会や教室を開催するなど、スポーツ活動の充実に取り組んできました。

(3) テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

「あきる野市らしさを活かした活気あるまち」では、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統・文化の保全・継承」「情報発信」といった視点から施策を進めてきました。

地域資源のブランド化については、秋川渓谷のブランド化に向けた観光プロモーションや産学官連携による地域活性化事業の展開、秋川流域Eツーリズム*の推

進、特産のトウモロコシやのらぼう菜等のプロモーション（各種イベントでの無料配布・販売等）等に取り組んできました。

環境施策の充実については、市域の6割を占める森林を本市の財産と位置付け、地域の特性を踏まえながら、地域との連携のもと、森の健全な環境の保全と地域活性化に向けた森づくりを進めてきました。また、本市の豊かな生物多様性の保全に向け、生物多様性保全条例を制定するとともに、動植物の調査、あきる野市版レッドリストの作成、外来種対策、環境教育等を推進しています。

農業振興については、地産地消型農業の推進を軸とし、認定農業者及び新規就農者への利用集積による遊休農地の有効利用の推進、就農後間もない農業者への各種補助の実施、農作物の販売施設の拡充等に取り組んできました。

伝統・文化の保存・継承については、地域の人材を活用した、学校教育における伝統・文化理解教育の推進や伝統芸能の活動支援等を通じた伝統芸能保存活動の支援を推進してきました。また、全国地芝居サミットの開催を通して、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援してきました。

情報発信については、観光プロモーションの展開、フィルムコミッション事業の推進や軍道紙等の地域資源の紹介といったシティプロモーションの推進により、観光と地域文化関連情報の総合的かつ多角的なPRに取り組んできました。また、市ホームページをはじめ、映像や各種のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*を活用し、市政情報の発信に取り組んできました。

第4章 まちづくりの背景

本市の現況や、本市を取り巻く時代の潮流を整理し、今後のまちづくりにおいて考慮すべき事項をまとめました。

第1節 あきる野市の概要

(1) 地勢・自然環境

本市は、都心から40km～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。

東は福生市及び羽村市、西は檜原村及び奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町及び青梅市に接しています。平坦部は秋留台地と呼ばれ、南の秋川、北の平井川に沿って、市街地と農地が広がり、本市特有の田園風景がみられます。

市域の総面積は73.47km²に及び、市域の約3分の2を山林・原野が占めています。また、山林、河川、里山、農地などの多様な自然環境の下で、希少種を含む様々な生きものが暮らし、豊かな生物多様性が維持されています。

(2) 歴史・沿革

本市では、縄文時代から古墳時代にかけての考古学研究史に残る多くの遺跡が発掘されています。

阿伎留神社は、平安時代の「日本三代実録」と「延喜式」に記載されている古い神社です。また、大悲願寺もこの時代の末期に作られたと考えられています。さらにこの時代、武蔵国は、代表的な馬の産地で、四つの勅使牧が「延喜式」に記されています。その一つ小川牧が秋川・平井川流域に設けられ、御馬を繁殖育成し、献上していました。

鎌倉時代には、この地域は秋留郷と呼ばれ、武蔵七党のうち西党に属する小川氏、二宮氏、小宮氏、平山氏などが鎌倉幕府の御家人として活躍していました。また、室町時代になると、武蔵総社六所宮随一の大社である二宮神社は、小川大明神と呼ばれていました。

中世の「市」は、開設時期が定かではありませんが、伊奈の「市」は古く、後から始まった「五日市」の市も、遅くとも戦国時代の末期までには開かれており、山と里の産物の交易から次第に発展していきました。

江戸時代になると木材は、秋川・多摩川を筏で流し江戸に送っていました。江戸時代末期には炭の取引高が20万俵、筏は3,000枚を数えました。このほか、水田可耕地の少ない関東山地際はこの地域は、養蚕が盛んで、生糸として出荷する

ほか、付加価値をつけるため、絹糸を泥染めした織物、黒八丈が作られました。黒八丈は、柔らかく深い艶のあることから帯や着物の衿などに珍重され、別名「五日市」と呼ばれました。江戸時代の集落は、秋川・平井川の段丘面や草花丘陵の縁辺部などに点在し、現在もその多くが市域の字名として残る 32 か村となって明治時代に至っています。

明治時代初期には、自由民権運動が盛んになり、学習活動や講演会が開かれ、民主的な内容をもつ私擬憲法草案「五日市憲法草案」もこの地で起草されました。

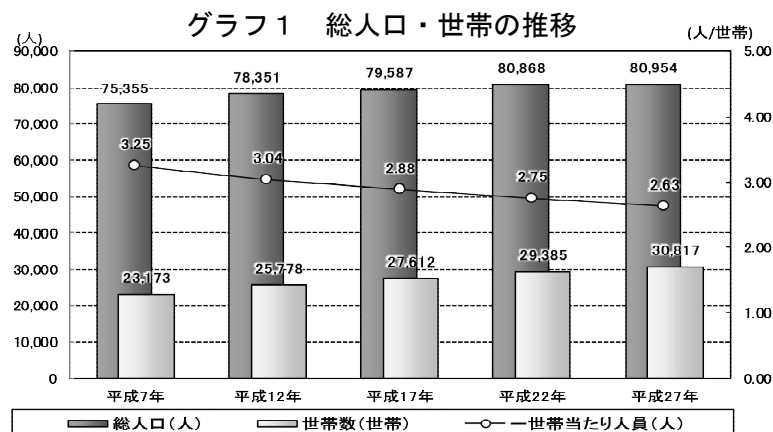
昭和時代には、昭和 30 年（1955 年）の町村合併促進法に基づき、東秋留村・西秋留村・多西村が合併し秋多町に、増戸村・五日市町・戸倉村・小宮村が合併し新しい五日市町になりました。昭和 47 年、秋多町は市制施行して秋川市となり、平成 7 年には秋川市と五日市町が合併し、あきる野市が誕生しました。

平成 17 年（2005 年）に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）あきる野インターチェンジが完成し、平成 19 年（2007 年）に関越自動車道と中央自動車道が、平成 26 年（2014 年）に東名高速道路が、さらに平成 27 年（2015 年）に東北自動車道が結ばれたことで、市内の道路整備の効果と合わせ、交通の利便性も大きく高まりました。

（3） 人口・世帯数の推移

① 総人口・世帯数

直近の国勢調査が行われた平成 27 年（2015 年）において、本市の人口は 80,954 人、世帯数は 30,817 世帯、一世帯当たり人員は 2.63 人でした。この時点では、人口・世帯数は、いずれも増加傾向にあります。その後の総人口の推移から、減少傾向に転じると予想されます。

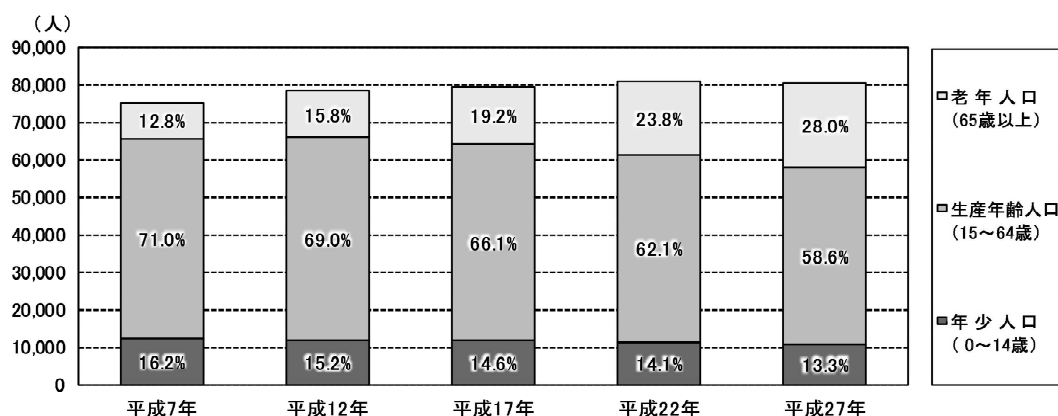


資料：総務省「国勢調査」

② 年齢別人口の推移

老年人口（65歳以上）の占める割合は、平成7年（1995年）以降一貫して増加傾向にあります。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は、減少傾向にあります。

グラフ2 年齢別人口の推移（年齢不詳を除いて割合を算出）



資料：総務省「国勢調査」

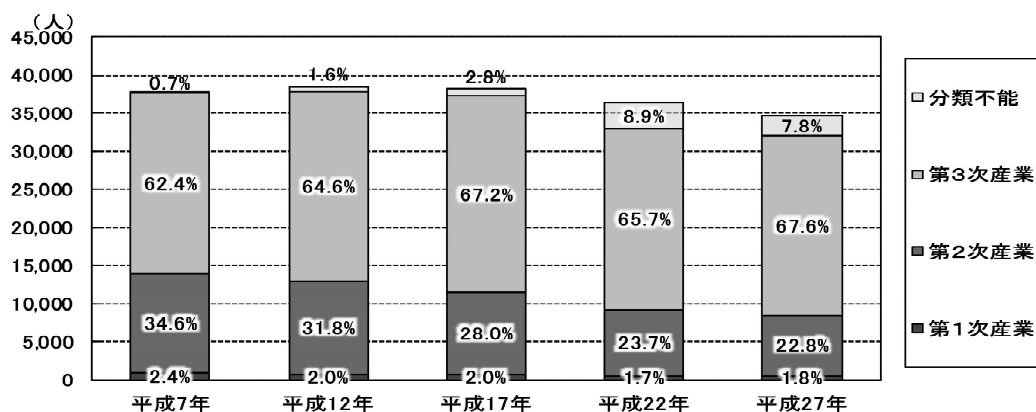
(4) 産業構造

① 産業別就業人口（15歳以上就業者数）の推移

産業別就業人口の割合を見ると、第1次産業及び第2次産業が占める割合は、減少傾向にあります。平成27年（2015年）における産業別就業人口のうち、第1次産業の割合については、本市は高い傾向にあります。

この背景には、農振農用地の指定など、市が農業の維持・振興に力を注いできた点があると考えられます。

グラフ3 産業別就業人口



資料：総務省「国勢調査」

② 産業別事業所数・従業者数（平成28年）

平成28年（2016年）における事業所数は、卸売業及び小売業が24.2%、従業者数は、医療及び福祉が20.3%と最も高くなっています。

表1 事業所・従業者の実数・割合（平成28年（2016年））

	平成28年			
	事業所数 (事業所)	割合(%)	従業者数 (人)	割合(%)
全産業(公務を除く)	2,349	-	21,510	-
農業, 林業	7	0.3	51	0.2
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
建設業	378	16.1	1,888	8.8
製造業	226	9.6	3,219	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	28	0.1
情報通信業	18	0.8	177	0.8
運輸業, 郵便業	32	1.4	737	3.4
卸売業, 小売業	569	24.2	4,193	19.5
金融業, 保険業	27	1.1	304	1.4
不動産業, 物品賃貸業	96	4.1	380	1.8
学術研究, 専門・技術サービス業	88	3.7	492	2.3
宿泊業, 飲食サービス業	257	10.9	1,957	9.1
生活関連サービス業, 娯楽業	216	9.2	1,547	7.2
教育, 学習支援業	70	3.0	530	2.5
医療, 福祉	210	8.9	4,365	20.3
複合サービス事業	18	0.8	741	3.4
サービス業(他に分類されないもの)	135	5.7	901	4.2

資料：総務省「経済センサス」（平成28年）

(5) 財政状況

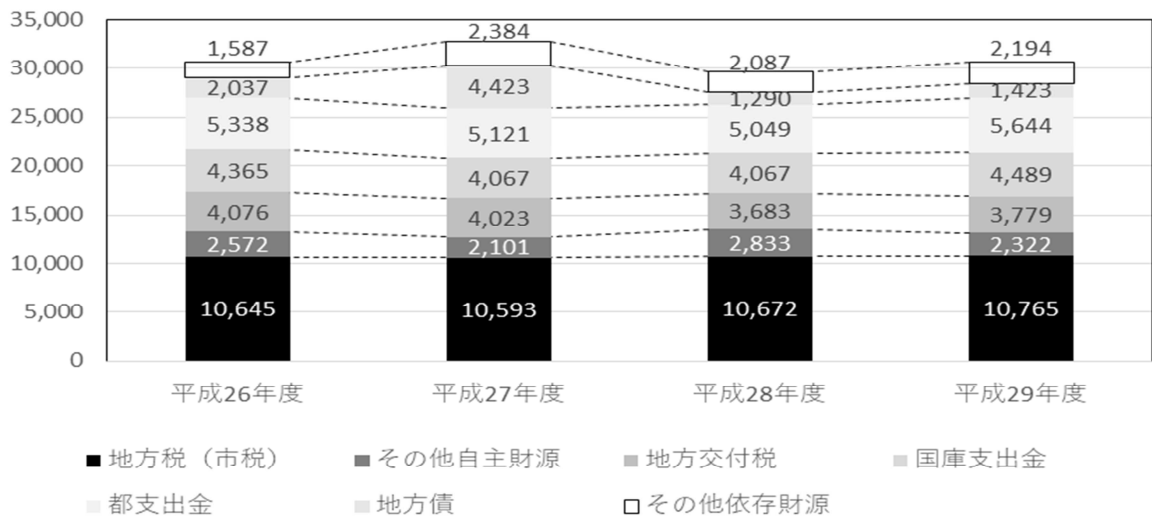
① 歳入（決算額ベース）

歳入の合計額をみると、平成26年度（2014年度）から平成29年度（2019年度）にかけて、各年度で増減があり、その要因として、依存財源である地方債の動向が挙げられます。また、自主財源割合は、平成27年度（2015年度）の38.8%から改善傾向にあり、行財政改革等の一定の成果が出ています。

表2 自主財源割合の推移（単位：百万円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自主財源	地方税(市税)	10,645	10,593	10,672	10,765
	その他自主財源	2,572	2,101	2,833	2,322
依存財源	地方交付税	4,076	4,023	3,683	3,779
	国庫支出金	4,365	4,067	4,067	4,489
	都支出金	5,338	5,121	5,049	5,644
	地方債	2,037	4,423	1,290	1,423
	その他依存財源	1,587	2,384	2,087	2,194
合計		30,619	32,712	29,681	30,618
自主財源割合		43.2%	38.8%	45.5%	42.7%

グラフ4 自主財源割合の推移（単位：百万円）



<表・グラフの留意事項>

- ・「その他自主財源」は、次のものを指します。

分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入

- ・「その他依存財源」は、次のものを指します。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

資料：あきる野市「市町村決算カード」

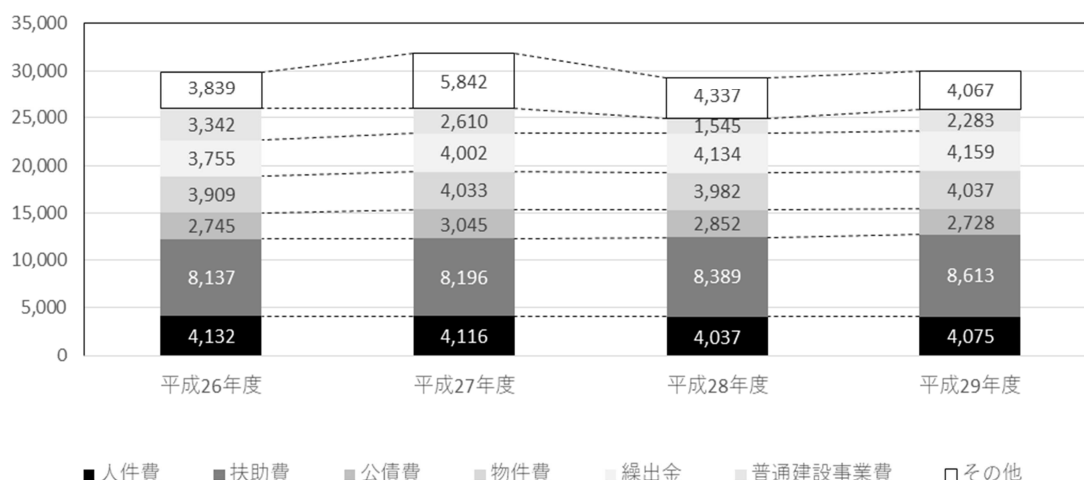
② 歳出（決算額ベース）

歳出をみると、歳入と同様に平成26年度（2014年度）から平成29年度（2019年度）にかけて、各年度で増減があるものの、概ね横ばいとなっています。義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の占める割合は、扶助費*の増加等に伴い、増加傾向にあります。

表3 歳出（性質別）の推移（単位：百万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	4,132	4,116	4,037	4,075
扶助費	8,137	8,196	8,389	8,613
公債費	2,745	3,045	2,852	2,728
物件費	3,909	4,033	3,982	4,037
繰出金	3,755	4,002	4,134	4,159
普通建設事業費	3,342	2,610	1,545	2,283
その他	3,839	5,842	4,337	4,067
合計	29,861	31,843	29,276	29,962
義務的経費割合	50.3%	48.2%	52.2%	51.5%

グラフ5 歳出（性質別）の推移



<表・グラフの留意事項>

- ・「その他」とは、次のものを指します。

維持補修費、補助費等積立金、投資・出資金・貸付金、前年度繰上充用金、災害復旧事業費及び失業対策事業費

資料：あきる野市「市町村決算カード」

③ 主要財政指標（財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率）

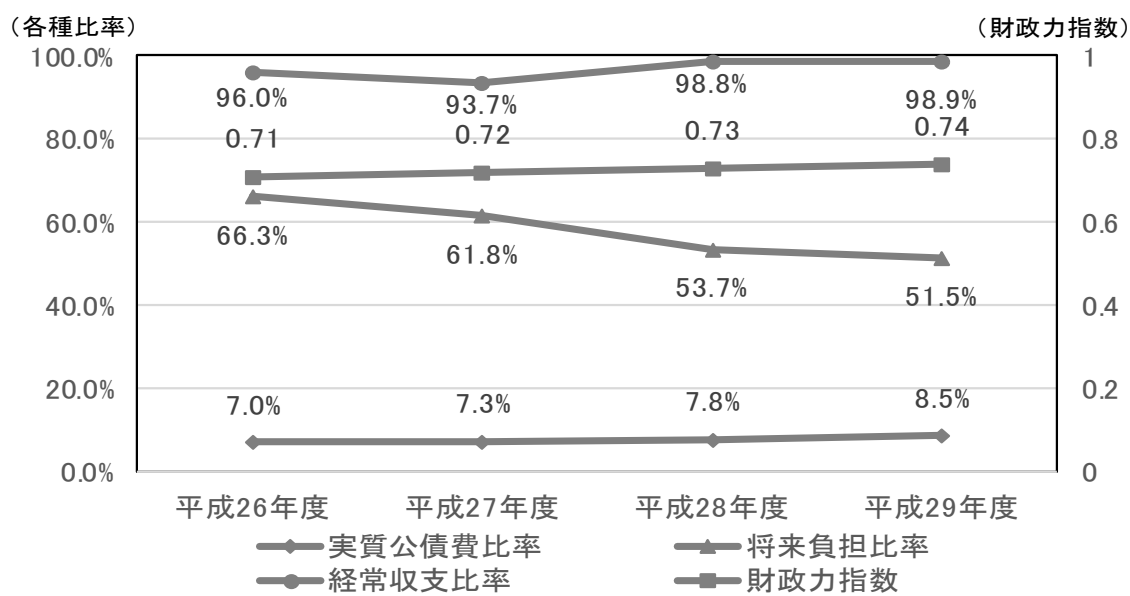
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、ほぼ横ばいで推移しています。また、財政基盤の強弱を判断する財政力指数は、平成26年度（2014年度）以降、緩やかな改善傾向にあります。将来的に財政が圧迫される可能性がどの程度高いかを示す将来負担比率を見ると減少しており、改善傾向にあります。地方自治体の財政負担の適正度を示す実質公債費比率を見ると増加傾向にあります。

これらの指標から、市の財政は、一定の健全性が保たれているとともに、ゆっくりとではありますが、改善傾向であることが分かります。

表4 主要財政指標の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収支比率(%)	96.0	93.7	98.8	98.9
財政力指数	0.71	0.72	0.73	0.74
将来負担比率(%)	66.3	61.8	53.7	51.5
実質公債費比率(%)	7.0	7.3	7.8	8.5

グラフ6 主要財政指標の推移



資料：東京都総務局行政部「東京都区市町村の財政情報について」

第2節 時代の潮流と本市への影響

(1) 人口動態の変化

① 人口減少、世帯構成の変化

我が国の人口は、近年、減少局面を迎えており、厚生労働省の推計によると、令和47年（2065年）には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になるとされています。また、生産年齢人口は、現在の6割程度から5割程度まで落ち込むことが予想されており、消費の減少や労働市場における人手不足の深刻化が懸念されています。

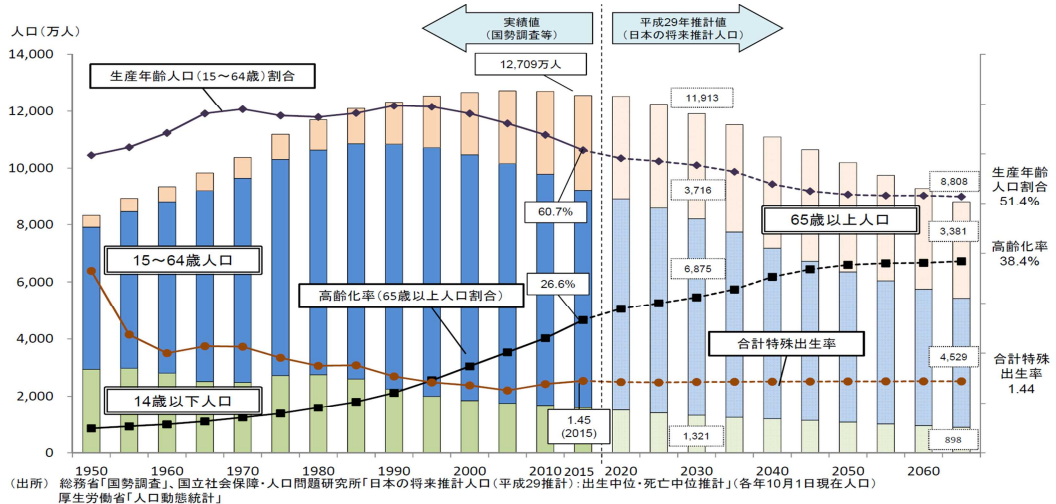


図2 日本の人口の推移

出典：厚生労働省 「働き方改革の背景に関する参考資料」

本市においても、人口減少局面に突入しつつあり、生産年齢人口の減少がさらに進むことにより、地域や産業の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されます。また、今後、核家族化の更なる進行や高齢単身者世帯の更なる増加により、育児、介護等の面で孤立化が進むことも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、第二次計画においては、地域全体で育児、介護等を支える仕組みづくりを進めるとともに、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討、推進が必要です。

② 平均寿命・健康寿命

我が国の平均寿命及び健康寿命（65歳以上の人が必要支援1以上の認定を受けるまでの期間）は延伸しており、平成27年（2015年）の厚生労働省の調査において、全国平均の平均寿命は、男性が80.77年、女性が87.01年でした。また、平均寿命の延伸に伴い、65歳を超えても働きたいと回答した人は約7割となっています。

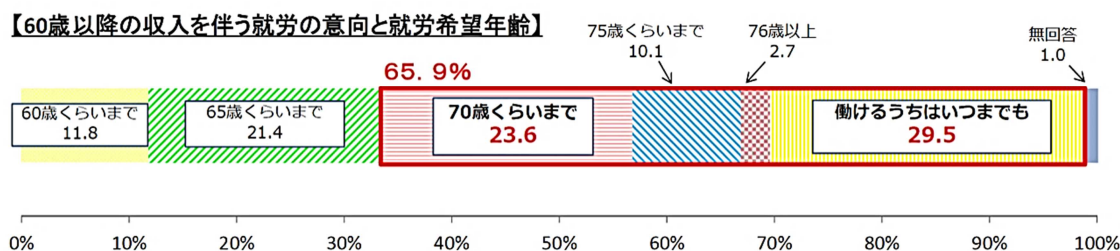


図3 60歳以降の就業希望年齢

出典：内閣府「平成25年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」

本市においても、市民アンケート結果から、「保健・医療の充実したまち」に対する関心の高さがうかがえます。また、本市の健康寿命は、比較的長いことが判明しています。

これらのことから、超高齢社会を迎えた本市において、高齢者が心身ともに健康で元気な状態を維持し、高齢者の幅広い社会参加の機会確保、介護と就労の両立等を実現する施策の推進が必要です。

(2) 社会経済情勢への対応

① 技術革新に伴う経済構造の変化

近年、様々な機器がネットワークに接続され、生成されたデジタルデータを高度に活用するIoT化が進展しています。また、データ分析により精度や効率性の向上が困難であった音声認識や画像認識の領域においても、AIを活用することによって、実用可能なレベルの精度を出すことが可能になりつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（後述）により浮き彫りとなった課題に対して、ICT技術等をさらに活用し、強靱な社会を築こうとする動きが加速しており、暮らし、仕事、教育、医療、介護・福祉、交通、観光、農業、運輸・物流、防災、インフラ等へのICT技術の利活用が進められています。

また、こうした技術革新は新たな経済活動の形態を生み出しています。個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォーム*を介して他の個人等も利用可能とするシェアリングエコノミーは、個人や社会に対して新たな価値を提供し、我が国の経済の活性化・国民生活の利便性向上に資することが期待されるとともに、シェアリングエコノミーの活用は、遊休資産の有効利用・社会課題解決につながることから、国内市場規模も拡大傾向にあります。総務省の平成30年度情報通信白書では、シェアリングエコノミーの国内市場規模は、平成27年度（2015年度）に約398億円であったものが、令和3年度（2021年度）までに約1,071億円まで拡大すると予測しています。

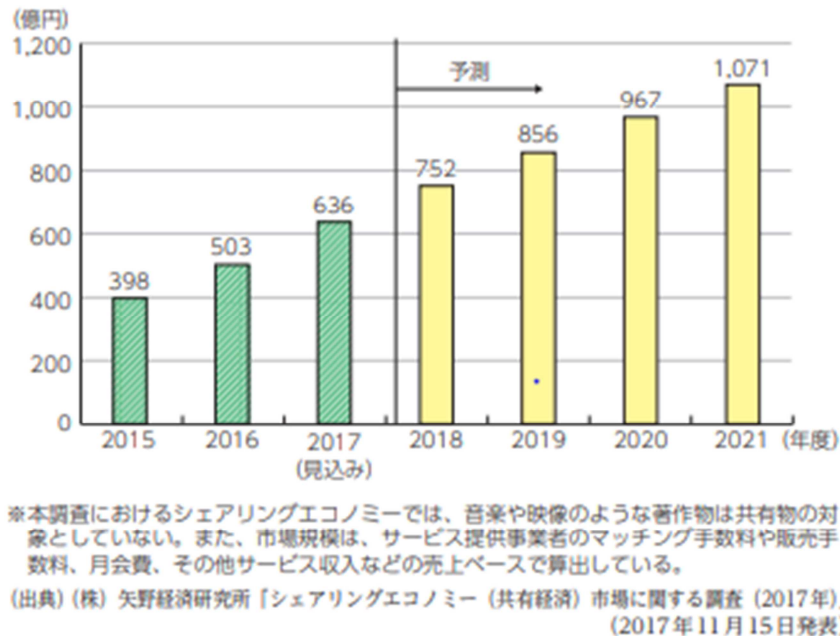


図4 シェアリングエコノミーの国内市場規模推移と予測

出典：総務省「平成30年度情報通信白書」

市では、災害に強いまちづくりの取組の一環として、官民共同で災害発生時の情報収集や支援物資輸送、人命救助等の際のドローン*活用の研究・開発を進めています。また、AIの利活用の一環として、会議録作成支援システムの運用を開始しており、会議録の作成に係る業務の効率化等に取り組んでいるほか、ソーシャルディスタンスを保つことと市政運営との両立を図るため、Web会議の活用、テレワークの推進、GIGAスクール構想*の実現等を進めてきました。

今後、市が進める施策の各分野において、ドローンだけではなく、ICT、IoT、AI、RPA*といった技術を活用するとともに、日常生活や経済活動において何らかの課題を抱える市民と解決できる技術やノウハウを持つ市民とをつなぐなど、シェアリングエコノミーの仕組みを上手く組み込むことにより、これまでとは異なる手法で、地域課題の解決や地域活性化に取り組むとともに、これらの技術を活用し、市政運営の維持や業務の効率化、正確性の向上に取り組むことが必要です。

② 価値観・ライフスタイルの多様化

インターネットやスマートフォンの普及等により、人々の暮らし方は大きく変化しました。また、技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大(後述)により、テレワークなどの多様なワークスタイルが急速に普及し、価値観やラ

ライフスタイルの多様化が進んでいます。

前掲の「人口動態の変化」に示すとおり、労働市場の人手不足が懸念されることから、労働参加の拡大につながる様々なワークスタイルの普及は、政府が進める「一億総活躍社会」の実現に寄与するものであると考えられています。

また、前掲の多様なワークスタイルの普及も手伝い、誰もが生き生きと働けるよう、全国的に「働き方改革」が進められています。「働き方改革」は、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟に働き方を選択し、その意欲や能力を発揮できるような社会の構築を目指すもので、長時間労働を前提とした働き方を改める、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図るなどの措置を講じて「ワーク・ライフ・バランス」の実現などに取り組むものです。

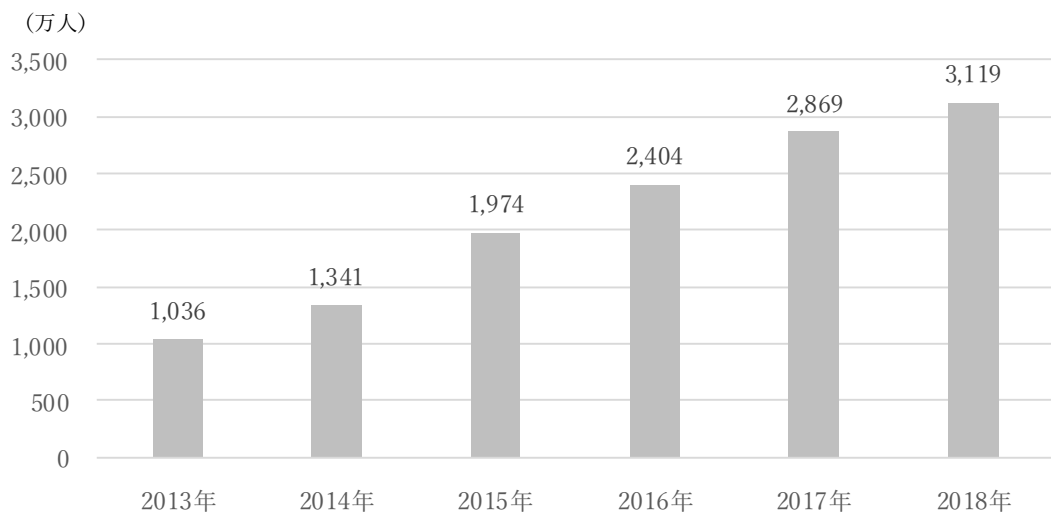
本市においては、創業・就労支援事業と子育て支援事業の複合的な展開による成果等を踏まえ、今後も国の動向を注視しつつ、働き方改革の全市的な展開に向け、事業の在り方や民間等との連携方策の検討を進めることが必要です。また、個々のライフスタイルの多様性の尊重、男女の役割分担の見直し等を引き続き推進することも必要となります。

(3) グローバル化への対応

→新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、今後修正します。

我が国への外国人旅行者数は増加傾向にあり、平成 25 年（2013 年）以降、急激な伸びを見せ、平成 29 年（2018 年）には 3,100 万人を超えています。

グラフ 7 訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局（JNTO）より作成

国から示された新インバウンド目標値は、4,000万人とされました。外国人旅行者におけるリピーター数は、平成24年（2012年）では528万人でしたが、平成28年（2016年）には1,426万人となり、外国人旅行者数の半数以上がリピーターという結果になっています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、さらに世界各国から多くの選手や観光客が訪れることが予想され、近年のインバウンド*観光の活況とも重なり、これまであまり外国人観光客が訪れていないような場所にも多くの外国人が足を運ぶ可能性が考えられます。

また、近年の外国人旅行者の関心は、日本の商品を購入する「モノ消費」から、日本固有の暮らしや文化を体験する「コト消費」に移っており、現地ツアーやゴルフ場・テーマパークの利用、舞台の観覧やスポーツ観戦、美術館・博物館・動物園・水族館の利用などの娯楽サービスへの支出割合が増えています。

本市は、都心からの日帰り圏内に位置しており、豊富な自然資源（山や川等）を活用した各種のレジャーやアクティビティ*が充実しているとともに、神社仏閣や歌舞伎、お囃子等、地域の伝統文化や歴史的資源も多数存在しています。

こうした観光資源を生かし、インバウンド観光等のトレンドも踏まえて、本市にも多くの外国人旅行者が訪れ、観光振興に結び付けられるよう、地域資源の発掘を磨き上げるだけでなく、資源同士を結び付けて、地域固有の暮らし、文化、アクティビティが包括的に体験できる観光プログラムの検討や提案を強化すること等が必要です。

（４） 持続可能な社会づくりの推進

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国により、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標、略称：SDGs）」が採択されました。SDGsは、国際社会共通の目標であり、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までを期間とし、17の大きな目標（ゴール）と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

我が国では平成28年（2016年）、政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、その達成に向けた推進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



図5 SDGsの17の目標

出典：国際連合広報センター

本市は、これまで述べてきたとおり、本格的な人口減少を迎えることが予測され、持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。このことは、SDGsが掲げるビジョン「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分があり、市の施策展開においても、SDGsを意識することが必要です。

(5) 環境問題への対応

気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の低下など、地球規模で環境問題が深刻化する中、SDGsや平成27年(2015年)に採択されたパリ協定*の採択等を受け、国際的に環境に対する意識が高まっています。企業活動や農業分野において、環境に配慮した生産活動が展開され、ESG投資(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)といった要素を考慮する投資)の拡大・普及も進んでいます。一方で、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人ひとりが自らのライフスタイルに起因するという意識を高めていくことが求められています。

我が国においても、地球温暖化対策、生物多様性の保全が進められるようになり、特に、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保等の役割が期待される「緑」については、大きくあり方が変わってきています。かつて、都市の緑は「宅地化すべきもの」でしたが、現在は、「あるべきもの」へと位置付けが変わり、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。

本市は、「環境都市あきる野」を掲げ、森林をはじめとする緑の保全、生物多

様性の保全、地球温暖化対策などを進めるとともに、ごみの戸別収集・有料化などによる廃棄物対策を進め、本市の環境の保全に取り組んできました。

一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。

スペース*の多面的な機能をより発揮するため、平成 29 年（2017 年）に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全と創出及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

（6） 大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応

全国的に、人命を奪うような集中豪雨、台風、土砂災害、大地震などの災害発生リスクが高まる中で、自然災害に対し事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性が強く認識されています。

また、2019 年 12 月以降、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の感染者は、2020 年 8 月 25 日現在で、約 2344 万人を超え、亡くなった人も 80 万人を上回っています。我が国においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会経済に深刻な影響を与え、緊急事態宣言の発出や感染防止策の徹底、大規模な経済対策などが展開されています。

さらに、自然災害と新型コロナウイルス感染症の複合災害時の避難についても注目され、避難と感染防止策との両立が求められています。

本市では、防災・安心地域委員会等と連携し、防災対策や防災力の強化を図り、防災に対する市民の意識は高まりをみせていますが、立川断層帯地震の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性もあることから、行政だけではなく、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営の方策を確立する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されることから、感染対策の徹底や検査などの医療体制の充実、市民の生活や事業者の事業活動への支援などの対応が必要です。

（7） 戦略的なインフラマネジメントの推進

1950～1970 年代の高度成長期以降に集中的に整備された社会資本*は老朽化が進み、一斉に大規模な改修や更新の時期を迎えつつあります。社会資本の老

朽化は、利用者の安全への脅威となるだけでなく、社会経済活動の停滞をもたらすおそれがあることから、適切に維持管理・更新を図っていくことが必要です。

また、新たな社会資本の整備や既存の社会資本の高度化に必要な投資余力を確保するために、メンテナンスコストの縮減・平準化、既存ストック*の有効活用などの戦略的なインフラマネジメントが求められています。

本市の公共施設等も、全国的な傾向と同様に、今後本格的な大規模修繕や更新の時期を迎えます。このことを踏まえ、市では、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、総合管理計画を策定しました。

この中では、公共施設等の更新のピークを2035年から2046年までの時期と捉えており、更新などには一定の財源が必要であると予測しています。今後は、公共施設等の管理と活用を着実かつ計画的に推進していくことが必要です。

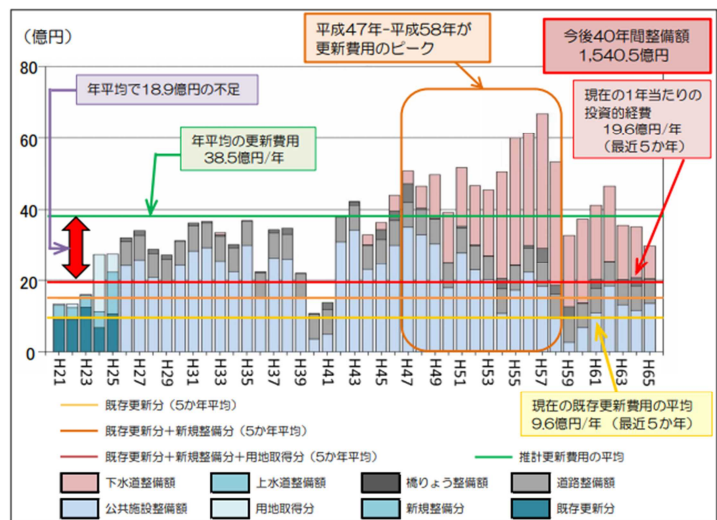


図6 更新費用の推計

出典：あきる野市公共施設等総合管理計画

第2部 基本構想

第1章 基本構想の取りまとめに当たって

基本構想の取りまとめに当たって開催した市民ワークショップ等の概要と市民等から寄せられた意見などをまとめています。

第1節 市民参加機会の概要

第二次計画の基本構想の取りまとめに当たっては、市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民等から意見を伺いました。市民参加の機会の概要は次のとおりです。

なお、各機会の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。

(1) 市民アンケート

市の市政に対する評価（市の事務や事業に対する満足度、重要度）や今後のまちづくりの方向性を把握するため、郵送方式によるアンケート調査を実施しました。

◆実施時期 平成30年（2018年）8月～9月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

◆結果 有効回収数 832通

※ 市民アンケート調査は、隔年で実施しており、直近では、令和2年度に行いました。ただし、第二次計画の策定の基礎資料としたものでは、平成30年度実施以前のものとなります。

(2) あきる野市民ワークショップ

本市の現状や、まちの将来像、将来像の実現に向けてできることについて、市域を東部、中部、西部に分け、各地域3回ずつのワークショップを実施し、参加者で検討しました。

◆実施時期 令和元年（2019年）8月～10月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民4,500人（各地域1,500人）

◆結果 ワークショップの延べ参加者数 125人（1回当たり11.9人）

(3) 中学生ワークショップ

本市と友好姉妹都市である栗原市は、中学生を対象に交流の歴史、両市の地勢・文化等を学び、友情や親睦を深める機会を設けています。令和元年度（2019年度）は全体テーマを「10年後の私たちのまちをより良くするには」を設定し、

両市の生徒が自分たちの思い描く、市の未来像等を検討しました。

◆実施時期 令和元年（2019年）7月31日（水）

◆結果 参加者数 あきる野市 市内公立中学校全6校（29名）
栗原市 市内公立中学校全8校（16名）

第2節 市民参加機会から得られた意見など

市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民等から得られた意見は、次のとおりです。

機会の名称	得られた意見の概要
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策について、重要度は平均点以上にも関わらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」（公共交通網の整備など）や「保健福祉」（高齢者が安心して生活できる支援の充実など）に属する施策が多く挙げられました。 本市をどんなまちにしたいかについて、「保健・医療の充実したまち」や「緑と水が豊かなまち」が多く挙げられました。 本市が目指していく将来像（キーワード）について、「住みよさ」「安心」「安全」が多く挙げられました。
あきる野市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 本市の「宝」（活かすべき魅力・強み）として、「生活圏に近い、気軽に楽しめる自然」「水や緑による良好な生活環境」「伝統芸能やお祭りが盛ん」等が挙げられる一方、「困りごと」（改善したい問題・弱み）として、「公共交通の利便性向上」「買い物の利便性向上」「地域コミュニティ機能の維持・向上」等が挙げられました。 上記の「宝」と「困りごと」を踏まえ、「10年後、こうなるといいなあ」というまちの将来像（キーワード）について、「活力」「住みよさ」「自然」「生きがい」「健やか」が挙げられました。
中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 本市ならではの資源（自然、農産品、あきる野三大祭等）の保護や活用を通じた地域活性化、中学生にとって身近な教育環境に関する取組（いじめをなくそう子供会議、小中一貫挨拶運動）の推進、生まれ育った地域や郷土に対する愛着を高める取組（あいさつ等を通じた日常的なコミュニケーション、地域行事への参加）等についてアイデアや方向性が挙げられました。

第2章 将来都市像

本市の概要や時代の潮流、市民参加の結果等を捉え、本市が実現を目指すべき将来都市とその考え方をまとめました。

第1節 第二次計画における将来都市像

第一次計画では、「豊かさと活力のある都市の創造」「豊かな自然と人との共生による文化の創造」「安心して暮らせる魅力ある社会の創造」の3つの基本理念のもと、実現を目指すべき将来都市像を「人と緑の新創造都市」としました。この将来都市像には、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していきたいという願いが込められています。

第二次計画では、第一次計画の将来都市像を踏まえるとともに、先に示した本市の概要や時代の潮流、第1章で示した市民ワークショップで寄せられた意見等や、市が、町内会・自治会をはじめ、本市に関わる人々の絆や、本市が市民との協働に力点を置いた施策展開を図り、子育て、まちづくりなどを積極的に支援している点を加味し、次のとおり「将来都市像」をまとめました。

【あきる野市の将来都市像】

豊かな自然と人々の絆に包まれ

人やまち、文化を育む

安全・安心なまち あきる野

第2節 将来都市像の考え方

(1) 「豊かな自然と人々の絆に包まれ」について

冒頭では、将来都市像における、望ましい環境像を描いています。

本市は、河川や丘陵、山林、農地など、多種多様な自然環境を有し、そこには、本市のイメージキャラクターである森っこサンちゃんのモデルとなったトウキョウサンショウウオなど、様々な生きものが暮らしています。これらは、本市の特長の一つとして広く認知され、近年では、ハイキングなどのアクティビティの舞台ともなっています。

また、こうした豊かな自然環境から産み出される様々な恵みに抱かれながら、地域の各所では、人々の相互の信頼と協力の下で、あきる野三大まつり、五日市憲法草案などの他に誇ることができる優れた伝統や文化が紡がれてきました。

これらは、本市に関わる人々の「宝もの」として心に刻まれ、先人達から受け継ぎ、将来の世代に引き渡していくべきものと捉えられています。市においても、この宝物を守り、生かしていくため、生物多様性の保全、都市の緑地の保全などを進めるとともに、本市の魅力の一つとして、観光プロモーションなどを通して広く発信しています。

市民や事業者、本市を訪れる人々との連携のもとで、これらの「宝もの」が、これからも、より良い状態で維持されていくことを願い、「豊かな自然と人々の絆に包まれ」というフレーズを掲げました。

(2) 「人やまち、文化を育む」について

中段では、将来都市像における、本市に関わる人々の姿を描いています。

先に示したとおり、本市では、現在に至るまでの長い歴史の中で、様々な人材や地域コミュニティ、文化（風土・風習）が育まれてきました。

また、近年において、市では、地域活性化、高齢者福祉、防災などの様々な課題に対応するため、市政運営のスローガンとして「市民と協働のまちづくりの推進」を掲げ、町内会・自治会の活動等を支援するとともに、活性化戦略委員会、防災・安心地域委員会など、市とともに、本市のまちづくりを担う組織の設立・支援に取り組み、市民などが自発的に活動する気運の醸成や環境整備を進めてきました。

こうした取組の中には、地域における防災活動の中核となる防災リーダーといった人材の育成や、高齢者見守り隊などの活動を通じ、自らの手で地域や高齢者を守ろうという文化の育成につながるものもあります。

さらに、本市の将来を担う子ども達の健やかな成長を願い、学校教育や自然環境を生かした環境学習活動の機会を充実させるとともに、「あきる野子育てステーション こころの」の整備、「秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり」の設置など、子ども達の育成や子育て支援の強化に取り組んできました。

このように、本市では、先に示した人々の絆を礎とし、人やまち、文化を育てるという姿勢が顕著であり、これから本市が持続的に発展していくためにも、こうした姿勢を保ち続けることが重要であるため、「人やまち、文化を育む」というフレーズを掲げました。

(3) 「安全・安心なまち」について

末尾では、将来都市像における、望ましいまちの姿を描きました。

少子高齢化、価値観・ライフスタイルの多様化等の進展等を背景に、人口減少

が見込まれる中で、本市が、現在の魅力を維持し、より成熟したまちとして、持続的に発展していくためには、安心して子どもを産み、育てられる、そして、生を受けてから人生の幕を閉じるまで、誰もがこのあきる野の地でいきいきと健やかに暮らし続けることができる、「住みよく」「住み続けられる」まちづくりが必要です。市民ワークショップなどにおいても、将来のまちの姿として、「安全」「安心」を求める声が多く聞かれました。

「安全」「安心」を実現するためには、この世界が平和であることが前提であるとともに、清潔で快適なまちの整備や、自然災害、新型感染症等への備えや対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、年齢構成や人口に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の再配置などを検討する必要もあります。

こうした考え方は、国において進められているSDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会にもつながるものです。

本市に暮らす人々、本市を訪れる人々にとって、本市が安全で、安心できる場所であるよう、「安全・安心なまち」というフレーズと市名を掲げ、将来都市像の結びとしました。

第3章 基本理念

第二次計画に掲げる各種施策の推進に当たり、基本的な考え方となる基本理念をまとめました。

第1節 市民憲章

本市では、あきる野市議会議員、市民の代表、学識経験者を有する者等により構成する「あきる野市市民憲章策定委員会」の検討を経て、平成13年（2001年）5月3日に「あきる野市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、第一次計画策定時に、将来都市像の実現に向けた市民の道標として、総合計画とも密接に関わり、相補い切っても切り離せないものとされ、将来に渡って受け継いでいくものとしています。

これらの経過から、第二次計画における基本理念の検討に当たっては、この市民憲章を土台としました。

あきる野市民憲章

秋川の清流を抱き、緑あふれる豊かな自然に恵まれた郷土あきる野では、はやくから先人たちが文化の育成や産業の振興につとめてこられました。

わたくしたちは、この良き伝統を引き継ぐとともに、このまちに一層の誇りと責任をもち、活力と創造性に満ちた人間性あふれるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 一 清らかな川、緑豊かな山や丘陵を大切に守り育て、みずみずしいまちをつくります
- 一 一人ひとりを互いに尊重し、社会のきまりを守りつねに世界に心をひらいて前進する、連帯感あふれる明るいまちをつくります
- 一 子供やお年寄りをいたわり、思いやりのある若い力の育つ、さわやかなまちをつくります
- 一 歴史や伝統を大切にし、地域の個性を活かすとともに、産業のさらなる振興につとめ、たくましいまちをつくります
- 一 スポーツや芸術を愛好し、健康で文化の香り高い、こころ豊かなまちをつくります

平成13年5月3日制定

第2節 第二次計画における基本理念とその考え方

第2章で掲げた将来都市像や第1節で掲げた市民憲章を踏まえ、各種施策の推進に当たっての基本的な考え方を基本理念として整理しました。

基本理念1 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

秋川の清流や緑あふれる豊かな自然環境とそこに暮らす様々な生きものは、本市の特長の一つであり、かけがえのない財産です。市民アンケートなどにおいても、良好な自然環境を維持したまちづくりが求められていることから、様々な施策において、本市の特長である自然と調和したまちづくりを進めます。

基本理念2 地域の特性を活かした活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

圏央道の整備効果等から、本市の利便性は大きく高まり、新たな市街地の形成や企業進出などに伴い、地域の発展が期待されます。また、既存の商店街等では、商店街の個性を創出し、賑わいの復活に取り組んでいます。

農業などの第一次産業に目を向けると、本市は、地産地消型農業が盛んであり、トウモロコシ、のらぼうなどの農作物は、市外からも購入者が訪れるほどの人気です。

さらに、豊かな自然環境は、ハイキングなどのアクティビティの舞台であり、観光資源の一つとして、大いに注目される可能性を秘めています。

このように、本市には、本市の特性に基づく個性が多くあることから、これらを活かした地域振興を目指して、より一層の活力あふれるまちづくりを進めます。

基本理念3 安全・安心なまちづくりを進めよう

人々が健やかに暮らしていくためには、そのまちが、安全であり、安心できる場所であればなりません。

子どもからお年寄りまで、障がいのある方、外国からきた方などを含め、人々が安全・安心に、本市で暮らしていくためには、道路、下水道、公共交通などの都市基盤の充実、**防災力の強化、新型感染症対策の推進**、地域福祉の充実などが必要です。

本市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制の充実、**新型コロナウイルス感染症対策**などを進めていますが、これらは今後もさらに継続していく必要があることから、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。

基本理念 4 お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

少子高齢化、核家族化が進む中で、本市が持続的に発展していくためには、地域で支え合う文化の醸成と仕組みづくりが必要です。本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いを支える体制があるため、これを支援するとともに、必要に応じて新たな仕組みを構築していきます。

また、こうした体制や仕組みを維持・構築していくためには、これらを引き継ぎ、発展させていく人づくり、組織づくりが必要です。このためには、直接的に市が人材を育成する取組や、市民等における人材育成等を支援する取組が求められます。

こうしたことを踏まえ、お互いに支え合い、育て合うまちづくりを進めていきます。

この箇所は、基本計画の取りまとめ（新型コロナウイルス感染症に係る事項を含む）と合わせ、記載内容を見直します。

第4章 まちづくりの方向性

基本理念に基づき、将来都市像を実現するため、各分野別に第一次計画（後期基本計画）における施策や事業の状況や前述の時代の潮流等を踏まえ、第二次計画において取り組むべきまちづくりの方向性を定めました。

第1節 都市整備分野

- 豊かな自然に抱かれた都市あきる野は、圏央道の整備効果と合わせて、人々の活動の場として素晴らしい可能性を持っています。一方で、本格的な人口減少、高齢化の進展による空き家の増加、施設需要の減少、中心市街地の空洞化、地域の生活機能の低下等の発生が予想されます。
- 既存の各種インフラの更新や既存市街地の再編の推進や新市街地の形成による都市機能の強化と、適正な土地利用の誘導を進め、良好な都市景観づくりや、バリアフリーに配慮した安全で暮らしやすく住み続けられる都市基盤の充実を図り、快適でゆとりある自然と都市機能の調和した、持続可能で暮らしやすい都市づくりを進めることが重要です。

【参考：関連するキーワード】

計画的な土地利用の推進、居住環境整備、市街地整備、緑地や公園の整備・保全、道路や道路環境整備、交通体系（公共交通）の整備、下水道整備等

① 快適で住み続けられる都市づくりの推進

既存市街地・集落の根幹的な整備や再編、土地区画整理事業による市街地の整備を進め、地域開発への的確な指導・助言を行うなど、バランスのとれた計画的な都市づくりを進めていきます。また、良好な住環境づくりや空き家等の対策を進めるとともに、市営住宅の整備に取り組みます。

② 緑豊かで良好な都市景観の形成

あきる野市の市街地は、農地や緑地、周辺の山々の豊かな緑の中に溶け込み、あきる野らしさのある都市景観を形成しています。特に豊富な自然公園や、河川沿いの崖線緑地は、訪れる国内外の人々にやすらぎを与える貴重な財産であるといえます。このため、体系的な公園整備や緑地の保全施策に取り組むことで、バランスのとれた市街地整備を進めていきます。

また、都市環境条例などにより、あきる野らしい魅力のある景観づくりを進めていきます。

③ 安全で利便性の高い都市基盤の充実

市民の日常生活において、道路、下水道等のライフライン、鉄道などの都市基盤は欠かすことのできないものであり、快適に暮らすためには、その安全性や利便性の確保が求められます。

道路については、市内間及び市内と市外を結ぶ幹線道路の整備を進めるほか、歩行者や自転車が安全に通行できるような整備を進めていきます。また、圏央道インターチェンジ周辺の活用にあわせ、計画的な整備を進めることにより、双方の役割分担と連携を図り、体系的な道路網の整備を図ります。下水道については、これまでも特に重要な都市基盤として整備を進めてきており、今後も引き続き整備を進めていきます。

さらに、道路、下水道等の適正な管理を行い長寿命化を進めていきます。

また、総合的な交通体系の整備を進めていきます。JR五日市線は、市民の暮らしや産業活動に非常に重要な役割を果たしており、乗り継ぎ時間の短縮化等、利便性の向上に向けた取組を進めていきます。さらに、市内の公共交通空白地域への対策として、基幹交通との接続を考慮したフィーダー交通の導入を検討するなど、公共交通網の整備を図ります。

第2節 産業振興分野

- 本市には、工業、商業、観光業、農業、林業といった多様な産業活動が展開されていますが、国際的な競争の激化、第4次産業革命、働き方改革の推進などの社会経済情勢の変化に対応するため、時代に即応しつつ、長期的観点に立った振興策が求められています。
- 上述の環境変化に対して、事業者と自治体が十分に連携し、市内の多様な産業活動を支援するとともに、圏央道等の都市基盤施設の整備効果を十分に引き出し、職住近接型の自立都市を目指した産業の導入や育成などを図り、あきる野らしい特色のある地域振興を進めていくことが重要です。

【参考：関連するキーワード】

企業立地、中小企業支援（創業、事業承継等）、商工業振興（商店街の活性化など）、観光振興（観光プロモーションなど）、農業振興（地産地消型農業の推進など）、林業振興（森林環境譲与税の活用など）、漁業振興（内水面漁業の振興など） 等

① 地域特性を活かした産業振興の促進

圏央道の整備等により、広域交通ネットワークが形成されたことで、産業系土地利用への期待が高まっている中、自立した職住近接型のまちづくりとして、環境に恵まれた地域特性を活かして、新たな産業の創出や地域産業の振興を促進して、地域経済力の強化を図っていくことが必要です。

このため、市全体の産業振興の方向性について計画を定め、圏央道インターチェンジ周辺などの基盤整備を進めるとともに、企業立地の誘導を推進します。一方、市内の中小企業の育成、事業拡大や継続に向けた支援を推進します。

② 活力ある商工業の振興

本市では、武蔵五日市線沿線の駅や幹線道路沿いを中心に多くの店舗が進出し、商業核が形成されてきました。今後も、自立した職住近接型のまちづくりの推進に向け、商工業基盤の整備に合わせて、適正な商業立地を誘導し活力ある商工業の振興を図ります。

また、個店や既存商店街においては、大型店の進出や通信販売の浸透により、消費者ニーズに大きな変化が生じ、地域商店の利用率の低下や、店主の高齢化、空き店舗の増加が深刻な課題となっています。その一方で、商店街組織と地域住民が一体となって、地域の素材や魅力を発信する「まちづくり活動」が広がりを見せており、市としてもこうした活動の支援を通して、買い物の場に留まらない「コミュニティ」や「防犯」といった商店街機能の充実と、地域の魅力や特性を活かしたまちづくりを進めます。また、個店の事業承継の支援と、開業・未成熟期の経営をサポートするための創業支援、創業者と空き店舗や空き家のマッチング支援を通じて、意欲のある若者等の定住促進に取り組みます。

③ あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

本市は、秋川渓谷を中心に豊かな観光資源を有しており、市外からも多くの人々が訪れています。圏央道の整備効果により、その発展可能性は更に高まっており、市としてもあきる野市観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」を策定し、その推進に努めています。

特に、観光振興に向けた推進主体の強化、広域における連携などの更なる推進、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを展開していきます。また、多様化するニーズに対応した観光コンテンツを充実させるとともに、持続可能なツーリズムを確立することで、集客の促進を図ります。さらに、外国人を含む来

訪者の受け入れ環境や、人材の育成、観光インフラの整備を進めます。

④ 消費指向に合わせた都市型農業の推進

本市では、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業を推進しています。

しかし、農業従事者の高齢化・従事者不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）や鳥獣による被害などの問題も抱えています。

このような中で、地産地消を更に推進するために、市民が農業に対する理解を深め、消費者との信頼関係を築き上げることが必要なため、農業者と消費者が一体となったあきる野農業を推進します。

さらに、適正な有害鳥獣の駆除を行い、遊休農地の解消や担い手の育成を推進し、消費者ニーズに見合った多品目の農産物を生産することで、共同直売所から市民等に供給する「地産地消型」の農業を展開していきます。

⑤ 自然と調和した林業の推進

本市の市域の6割を占める森林は、市民のみならず多くの都民に木材や憩いと安らぎの場を提供してきました。しかし、古くから地域の基幹的な産業である林業は、長引く木材価格の低迷などにより、厳しい経営環境にさらされ、経営者の高齢化や担い手の確保が課題となっています。

これらの課題に対応するため、生産基盤の整備や森林環境譲与税の活用を進めていくほか、公共性の高い林業の経営安定を図るとともに、森林の多面的機能を高める施策を進め、自然と調和した林業の推進に取り組んでいきます。

⑥ 秋川の資源を活用した水産業の推進

本市では、秋川のアユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が盛んに行われています。近年では、水質の改善や魚道の改修等により、天然江戸前アユが復活したため、遡上ができるように魚道の維持管理を行います。

第3節 市民生活・環境分野

- 本市にとって最大の財産は、豊かな地域コミュニティと自然環境であり、人々の暮らしの基本を支えています。一方で、地球規模で深刻化する環境問題、大規模な自然災害の発生リスクの高まり、成熟社会の到来に対して地域で互いに支え合う安全で安心な社会づくりや、環境に配慮した循環型社会への対応が一

層求められる時代を迎えています。

- これまで以上に市民が安心して暮らすことができるような身近な安全対策の充実を図り、また連帯と交流に支えられた地域社会づくりを支援するとともに、ごみ問題、自然環境の保全などの環境施策の充実を図ることにより、暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のあるまちを目指すことが重要です。

【参考：関連するキーワード】

多文化共生の推進、防災・消防対策の推進、交通安全の推進、防犯対策の推進、公害防止の推進、空き家対策の推進、コミュニティ・絆・助け合い（町内会・自治会）の推進、ごみの減量と適正処理の推進、リサイクルの推進、し尿処理の推進、総合的な環境対策（地球温暖化対策等）の推進、水環境の充実、緑環境（生物多様性）の充実 等

① 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

住みよい地域づくりを進めるためには、暮らしに密接な関わりを持つコミュニティ活動が、市民主体で活発に行われていくことが必要です。個々のプライバシーを守りながら、国籍や文化を越えて、本市に住むすべての人々の連帯・交流に支えられた地域づくりに取り組み、国際社会に対できる、豊かな国際感覚の育成と、コミュニティ活動への支援を進めていきます。

また、市民活動が公的な役割を果たすことの社会的重要性は、様々な分野で今後ますます増加してくるものと思われまます。市政との役割分担を図りながら、市民活動の支援を進めていきます。

② 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

市民の安全な暮らしを守るには、消防・防災、防犯、交通安全などの施設・設備及び仕組みの充実が必要であり、教育部局との連携を強化し、地域防災計画に基づく各種災害への備えや、事件・事故を未然に防ぐ取組を進めていきます。

この取組には、市民意識の向上も必要不可欠であり、市民間の協力体制づくり等も進めていきます。また、様々な環境問題への対応が求められており、安全で快適な市民生活を守るため、市としての確な取組を進めていきます。

③ 清潔で快適な循環型社会システムの構築

環境問題への地球規模での対応が進められていく中、本市においても持続的発展が可能な、地球にやさしい循環型の社会づくりが急務となっています。ごみの減量

やりサイクルの促進、食品ロスの削減に向けての取組が求められていることから、市民や事業者との協働により、資源循環型社会の構築に向け、地域一体となった取組を進めていきます。

また、ごみの不法投棄の防止や生活環境の保全を図り、清潔で快適な暮らしを守ります。

④ 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

本市は住宅地付近にも豊かな水と緑が存在しており、市民の快適でやすらぎのある生活を支えています。自然環境と調和したまちづくりを進めるにあたっては、こういった身近な水と緑を保全していくことも重要な要素の一つとなっています。

また、地球規模の環境問題である地球温暖化に対応するため、市全域の省エネ等を推進する必要があります。

そのため、市民生活の面から身近な緑化の推進に取り組み、日常生活の中で豊かな緑を大切にする環境づくりを進めるとともに、清らかな水などを保全し、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいきます。また、市民一人一人が自らのライフスタイルを見直し、生活における省資源・省エネの実現に向けた取組を進めます。

⑤ 生物多様性の保全

本市は、奥多摩から連なる山林西部に広がり、秋川、平井川が東西に流れるなど、東京都内にありながらも豊かな自然環境が残されており、様々な生きものの生息・生育の場となっています。こうした生物多様性は、本市の特長の一つとして、市内外に広く知られています。

そのため、生物多様性の保全に向け、市民等との連携の下、緑や水の保全を進めるとともに、希少種の保護、外来種対策などに取り組んでいきます。

第4節 保健福祉分野

- 少子高齢化の進行により育児や介護等に対する問題や社会的に問題となっている虐待やいじめ、ひきこもり、生活困窮など、様々な生活課題・福祉課題が顕在化しています。これらを制度化されたサービスや事業のみによって解決するのではなく、地域住民や関係機関が連携・協働して地域で支え合う仕組みを構築していくことが求められます。
- 高齢者・障がい者・児童それぞれの福祉を充実させ、また市民の健康を支える保健・医療の充実を図るとともに、福祉及び保健・医療を総合的に結びつけ地

域福祉をより一層推進することにより、すべての市民が笑顔あふれる安心して暮らせるまちをめざすことが重要です。

【参考：関連するキーワード】

地域福祉の推進、地域共生社会、高齢者福祉の充実、介護予防の推進、児童福祉の充実、障がい者福祉の充実、健康づくりの推進、予防体制の充実（健康増進、予防接種など）、保健・医療提供体制の充実 等

① 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、あるいは認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者に対する介護の不安や負担が高まっています。市民の老後の生活に対する不安を軽減し、高齢者が地域に安心して住み続けられる環境づくりを行うとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

② 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

市民の誰もが同等に生活できるノーマライゼーションの実現した社会づくりをめざし、障がいのある人の立場に立った施策を総合的に推進していく必要があります。そのため、障害の状況に応じ、的確な障害福祉サービスの提供等が行われる仕組みづくりを進めるとともに、市民や事業者等に対する普及・啓発活動に取り組んでいきます。

③ 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

市民一人一人がいきいきと暮らすためには、生涯を通じて健康を保つことが大切であり、自らの健康管理で健康的な生活習慣を身につけ、健康の増進と疾病の早期発見を図ること、そして近年「社会の問題」と認識されている、自殺に対する防止対策の推進が必要です。そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた健（検）診や保健指導等の適切な福祉サービスを提供し、正しい知識の普及や意識の高揚を図ると共に、関係機関との連携をとりながら、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。

また、高齢化の進展や疾病構造の変化により医療ニーズが複雑化・多様化する中で、市民が住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医療の推進と健康の保持増進から疾病の早期発見及び医療までの包括的、総合的な保健・医療体制の充実を図ります。

④ 全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで活力ある都市づくりをめざす本市においては、全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進していきます。

そのため、全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境づくりに取り組むとともに、保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境づくりに取り組みます。さらに、子どもと子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでいきます。

⑤ 総合的な地域福祉の推進

総合的な地域福祉の推進に向けて、ボランティアの発掘、養成、活動等を支援するとともに、民生委員・児童委員や健康づくり市民推進委員などの地域福祉の担い手との連携強化を図ります。

第5節 教育・文化分野

- 市民一人一人が、互いの人権を尊重し、平和を願い、文化的な生活をおくれるように、地域全体が発展し、幼児教育、学校教育、社会教育を充実させることが不可欠です。また、地域の個性豊かな文化を保全していくとともに、あきる野らしい新しい文化を創造し、地域社会の発展を図ることが求められています。一方で、青少年に関連する様々な社会問題が多様化・顕在化しており、その対応が必要となっています。また、高等教育や専門教育を身近に受けることができるような環境整備が求められています。
- 児童・生徒一人一人に、質の高い教育を提供する特別支援教育の考えを基本とし、これからの本市を担う子どもたちが、心身ともに健康で、人間性豊かな市民として成長できるような学校づくり、地域づくりを推進するとともに、誰もが分け隔てなく生涯を通じて生きがいを持って心豊かに暮らすことができる生涯学習社会づくりを推進し、生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化に優れたまちをめざすことが重要です。

【参考：関連するキーワード】

青少年育成の推進、幼児教育・学校教育（内容・環境）の充実、人権尊重の推進、男女共同参画の推進、平和意識の高揚、生涯学習の振興、社会教育の推進、文化財

① 人権と平和の教育の推進

現在、障害のある方の社会参加や性別・年代に関係のない男女平等の精神の浸透など、共生社会が進められております。市でも、これらの取組を推進するとともに、あらゆる場面において、多様性や個人の価値を尊び、愛する心を育てるため、学校教育、社会教育活動全体を通して、人権教育を進めていきます。

また、平和の大切さを学ぶ取組も進めていきます。

② 生涯学習社会の振興

高齢化の進展や、人々の価値観、ライフスタイルの変化等により、ゆとりと豊かさのある生活が重視されてきており、市民が多様な学習や活動を行い、生きがいを持って生活できるよう、市民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、自己が学んだことを市民に還元する循環型生涯学習社会の実現をめざし、図書館機能の充実や拠点の整備、民間事業者の協力を得るなど、生涯学習を体系的に構築し、積極的に取り組んでいきます。

さらに、市内で高等教育や専門教育を受けることができる機会の提供に取り組んでいきます。

③ 青少年の健全育成の推進

青少年の関わる様々な社会問題が多様化・顕在化しているなか、青少年が様々な体験を通して人と人との関わりを深めながら、互いを認め合い、高め合う中で心身の健康の増進を図ることが必要となっています。市では青少年健全育成地区委員会やPTAが活発な活動を展開していますが、これまで以上に、学校・家庭・地域社会の連携の下に、郷土芸能の伝承やボランティア活動など、様々な活動を通じて青少年の健全育成を図っていきます。

また、児童の健全な遊び場の提供や青少年の不安や悩みに応える機会づくり、寄り添うことのできる人材育成に取り組んでいきます。

④ 個性を生かす学校教育の充実

今後、社会の変化の激しさは増していくことが予想されることから、児童・生徒一人一人が主体性をもつとともに、個性を輝かせ、多様な人々と協働しながら暮らしていくことを支える必要があります。本市では、特別支援教室の推進、豊かな自然を利用した体験活動など特色ある教育を進めており、児童・生徒が生涯を通じて

社会の変化に対応していけるよう、自ら学ぶ意欲を養い、個性を生かす教育の充実を図っていきます。そのため、児童・生徒や地域の現状と課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、各教科等のそれぞれ特質に応じて、児童・生徒の発達の段階に応じた適切な指導を行うとともに、教職員の研修の充実、学校施設の計画的な整備、ICT環境の整備などに取り組んでいきます。

また、幼児教育に対する支援を継続的に行っていきます。

⑤ 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供するなどの支援を行っていきます。市内には文化の創造・交流の場や、健康づくり・生きがいづくりのためのスポーツ・レクリエーション施設があり、活発な活動が行われています。今後も、施設の利用状況等動向を見極めながら、それらの施設を安全で快適に利用できるような維持管理の充実や、各種教室・大会等の開催などによるソフト面の充実、あるいは専門的な助言を行うことができる指導者の育成や体制整備を進め、市民活動を支えていきます。

また、市内には数多くの貴重な文化財が点在していることから、それらの研究、伝承、保管、展示する活動に取り組んでいきます。

第6節 行財政分野

- 本市の将来都市像の実現に向けては、限られた財源を効率的かつ効果的に配分・活用することが重要であり、施策の展開に当たっては、厳しい財政状況の下で、地方分権の推進や情報化の進展など行政環境の変化にも対応しながら、多様化・高度化する市民の要望の実現に向けて適切な制度設計や体制構築が求められます。
- 市民の要望に柔軟に対応できるよう、財政運営の健全化、行政体制の効率化、組織・人事体制の適正化などによる行財政改革を進めるとともに、協働によるまちづくりや広域的な視点に立ったまちづくりを推進することにより、柔軟で健全な行財政運営をめざすことが重要です。

【参考：関連するキーワード】

財政運営の健全化、情報化の推進、組織・人事体制の適正化、市民活動の推進、情報公開の推進、広報・広聴の充実、広域行政の推進等

① 財政運営の健全化

本市の財政は、市税収入が低迷する一方で、社会保障関係経費を含む経常的な経費が増大しており、財政の硬直化が進んでいます。こうした硬直した財政状況の下では、新しい市民の要望に対応することが難しくなります。そのため、積極的な財源の確保に努めるとともに、創意工夫による経常的な経費の削減や適正な受益者負担の導入などによって歳出の抑制に努め、市民の要望に柔軟に対応できる健全な財政運営を推進していきます。

② 行政体制の効率化

本市は、多様化する住民の要望に的確かつ柔軟に対応できる効率的な行政体制の確立を推進してきており、今後も一層の取組を進めていきます。

そのため、AI・RPAの導入などにより事務の効率化や市民の利便性を高めるとともに、少子高齢化など時代の要請の変化に対応するため、業務の量や質、社会情勢などを検証しながら指定管理者制度等の活用を継続していきます。さらに、総合管理計画に基づき、将来のまちづくりを踏まえ、公共施設等の統廃合・維持・更新に向けた方向性を示し、公共施設等の適正化を推進していきます。

また、増大する事務事業に対し整理合理化を図るとともに、発達する情報通信技術を活用して地域社会と行政の情報化を更に推進していきます。

③ 組織・人事体制の活性化

多様化する市民の要望に的確に対応できるよう、組織体制や人事体制を活性化させることが必要です。そのため、組織・人事体制を計画的に見直し、会計年度任用職員の適正な任用を含め、効率的かつ効果的な組織の見直しを行うとともに、定員の適正化に努めます。

また、市政の担い手である職員一人一人が上述の基本理念を理解し、経営感覚・コスト意識と職務遂行能力が高く改善・改革意識の高い行動力を持つことができるよう、人材の育成に取り組んでいきます。

④ 協働によるまちづくりの推進

近年、市民参加の気運が高まり、市民と密接に関わる基礎的自治体として市民の要望を把握し反映させることが市には求められています。また、民間のボランティア活動が多様化する中で、ボランティア活動を市政に活用する仕組みを作ることが重要になっています。こうしたことから、オープンデータ化や情報公開の推進による市政の透明化、広報広聴の充実、積極的なシティープロモーション等を行うとともに、行政と市民の役割分担を明確にしながら、行政の責任と市民の

協力の下で市民参加のまちづくりを推進していきます。

⑤ 広域行政の推進

人口減少社会において、地域社会の持続可能性を高めるため、地域の総力を結集して人口減少がもたらす課題に対応する必要があります。高齢化や人口の減少に伴い、財源や人的資源の縮小・減少が見込まれる中、市町村間の広域的な連携などの工夫が求められます。

本市のまちづくりにおいては、国や東京都との連携に加え、各課題に関連する自治体や関係機関と一層の協力・連携を図ります。

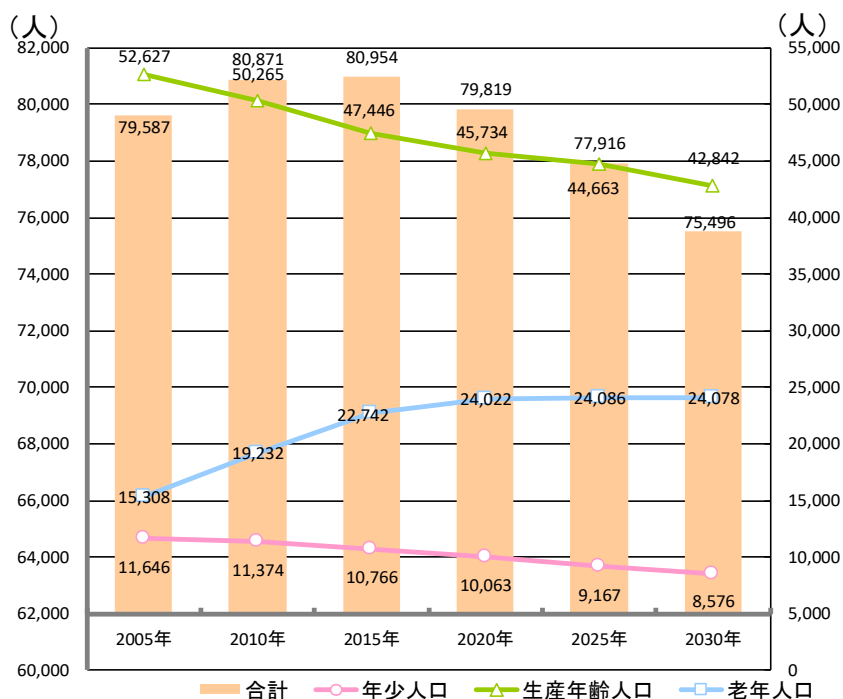
第5章 人口の見通し

この箇所は、基本計画の取りまとめに併せ、記載を充実していきます。

第5章では、第二次計画の推進により目指す人口の見通しをまとめました。

本構想の目標年次である令和12年度（2030年度）の人口は、概ね75,500人と推計されますが、本構想に基づく各種の施策を着実に実施し、出生率の向上及び現在の社会動態の状況を維持することにより、〇〇,〇〇〇人の人口の維持を目指します。

グラフ 8 人口の見通し（H30 社人研ベース推計）



	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.6%	11.8%	11.4%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.3%	57.3%	56.7%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.9%	31.9%

<留意事項>

各年10月1日時点人口（平成17年（2005年）～平成27年（2015年）は実績、令和2年（2020年）以降は見通し）

グラフ9 あきる野市の将来人口フレーム（調整中）

第6章：土地利用（調整中）

参考資料

1 市民アンケート

(1) 実施概要

○調査設計

- ・調査地域：あきる野市全域
- ・調査対象：あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人
- ・調査期間：平成30年（2018年）8月23日から9月14日まで

○回収結果

- ・配布数：2,500通
- ・有効回収数：832通
- ・有効回収率：33.3%

○主な設問

- ・あきる野市の施策について（市の事務や事業に対する満足度、重要度）
- ・今後のあきる野市のまちづくりの方向性（行政サービスと市民の負担とのバランス、まちづくりへの関わり方、どんなまちにしたいか、今後あきる野市が目指していく将来像（キーワード））

(2) 調査結果（抜粋）

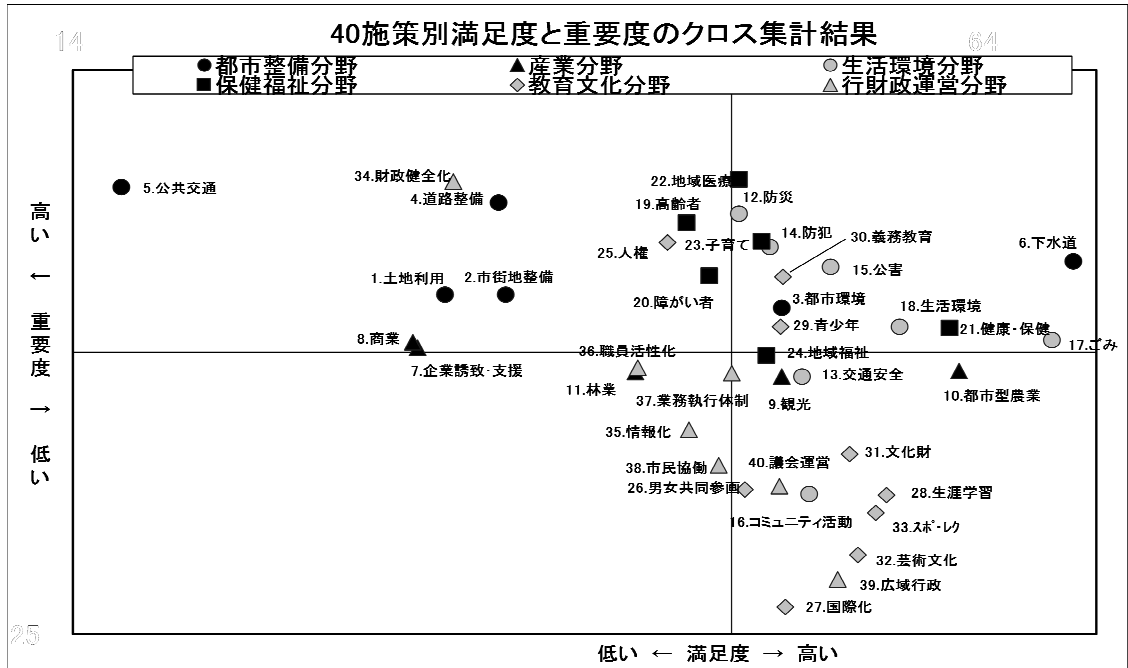
① 施策の満足度・重要度

アンケートにおいて、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価いただき、「わからない」「無回答」を除く各施策の結果を数値化し、平均点を50点とした標準得点（偏差値）を算出して、その結果を表及び散布図として表しました。満足度と重要度をクロス集計*したところ、重要度は平均点以上にも関わらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」（公共交通網の整備、計画的な土地利用の推進等）や「保健福祉」（高齢者が安心して生活できる支援の充実、障がい者が安心して生活できる支援の充実）に属する施策が多く挙げられています。

<留意事項>

標準得点（偏差値）とは、個々の施策の得点を、平均点が50点、標準偏差（平均からの隔たり）が10点の正規分布になるように換算して、ある施策の得点（評価結果）が全体の施策の中でどこに位置するかを示したものです。

◆満足度・重要度のクロス集計（散布図）



【満足度低・重要度高】

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 良好な市街地の整備
- 4 道路の整備
- 5 公共交通網の整備
- 7 地域特性を活かした企業の誘致と既存企業への支援
- 8 活力ある商業の振興
- 19 高齢者が安心して生活できる支援の充実
- 20 障がい者が安心して生活できる支援の充実
- 25 人権尊重の推進
- 34 財政運営の健全化

【満足度高・重要度高】

- 3 緑豊かな都市環境の形成
- 6 下水道の整備
- 12 防災対策の推進
- 14 防犯対策の推進
- 15 公害防止の推進
- 17 ごみの減量と適正処理の推進
- 18 水と緑に密着した生活環境づくりの推進
- 21 健康づくり・保健の充実
- 22 市民が安心できる地域医療体制の充実
- 23 子育て支援の充実
- 29 次代を担う青少年の育成
- 30 義務教育の充実

【満足度低・重要度低】

- 11 自然と調和した林業の育成
- 35 情報化の推進
- 36 職員の活性化
- 38 市民との協働を目指した市民参加の推進

【満足度高・重要度低】

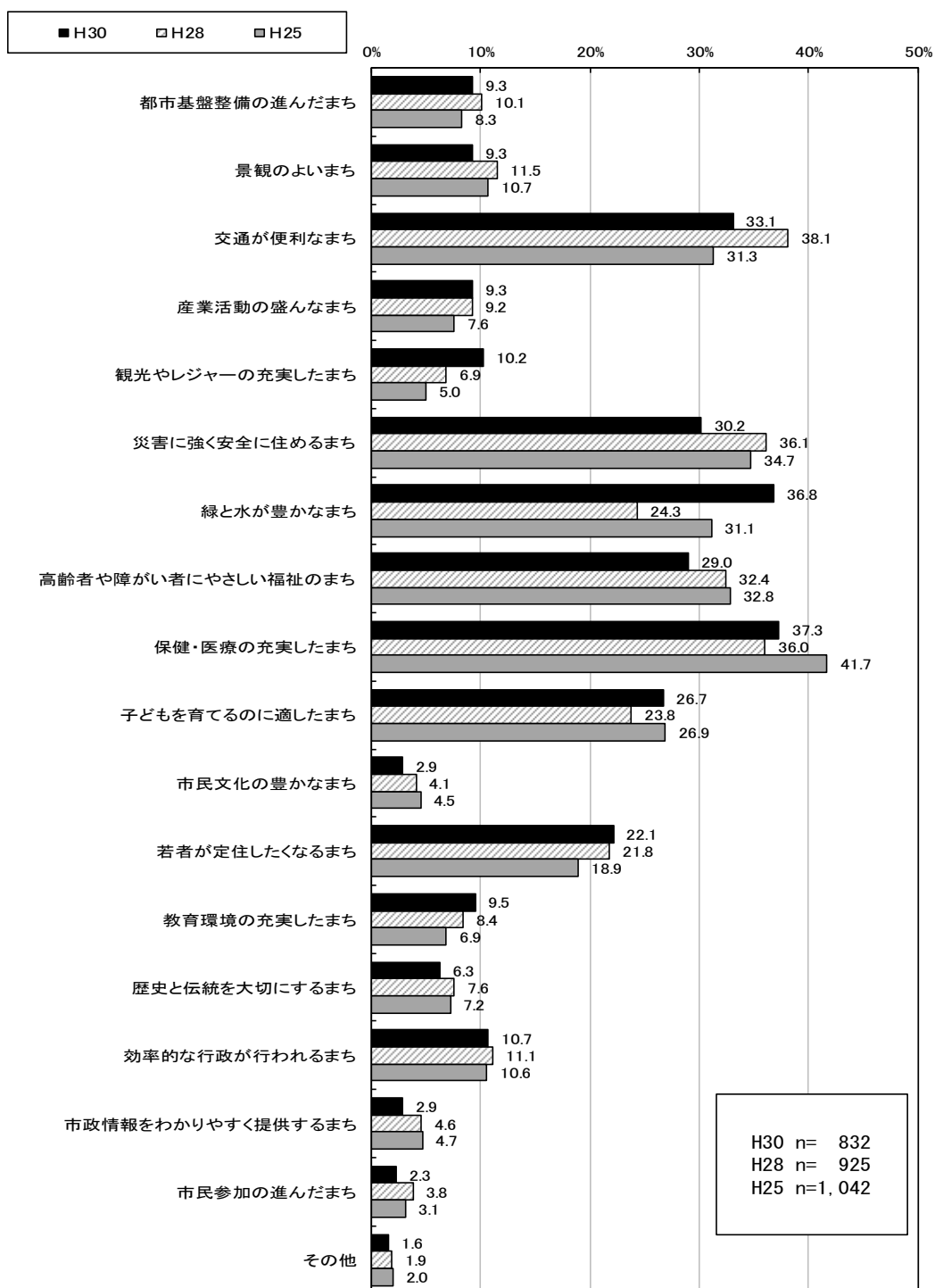
- 9 地域特性を活かした観光の振興
- 10 消費者志向の都市型農業の推進
- 13 交通安全の推進
- 16 コミュニティ活動の推進
- 24 総合的な地域福祉の推進
- 26 男女共同参画社会の実現
- 27 国際化の推進
- 28 生涯学習の推進
- 31 文化財の保護と活用
- 32 芸術文化の振興
- 33 スポーツ・レクリエーションの振興
- 37 効率的効果的な業務執行体制の実現
- 39 広域行政の推進
- 40 議会の円滑な運営

② あきる野市をどんなまちにしたいか（該当するもの3つ選択）

「保健・医療の充実したまち」が37.3%と最も高く、次いで「緑と水が豊かなまち」が36.8%となっています。

平成25年（2013年）の同調査では「保健・医療の充実したまち」、平成28年（2016年）の同調査では「交通が便利なまち」がそれぞれ最も高い割合となっています。

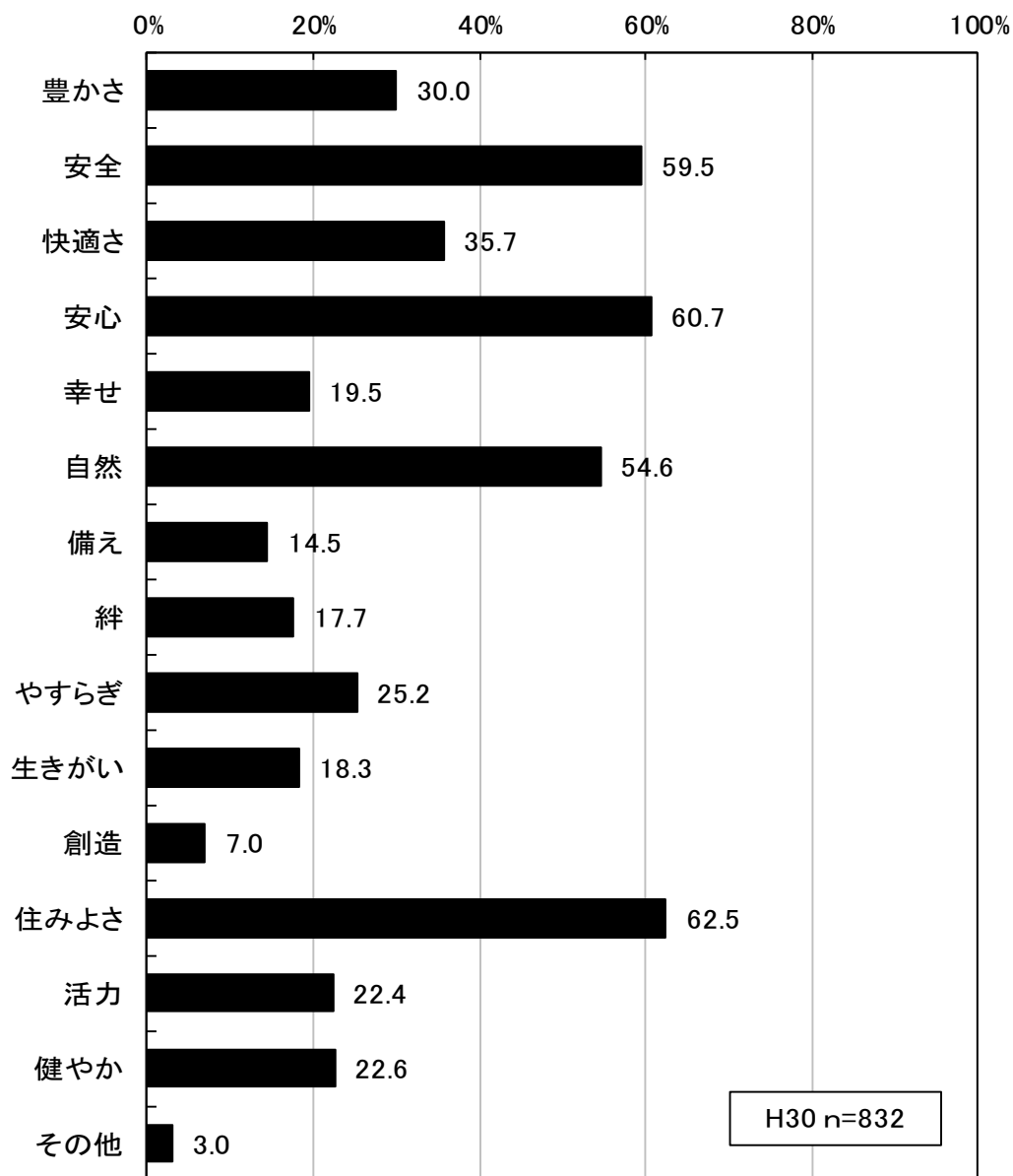
◆グラフ



③ あきる野市が目指していく将来像について（あてはまるものすべて）

「住みよさ」が62.5%と最も高く、次いで「安心」が60.7%、「安全」が59.5%となっています。

◆グラフ



2 あきる野市の個性（「宝」・「困りごと」、活用方法）についての検討

(1) 市民ワークショップ

① 実施概要

テーマ	西部 (五日市・戸倉・小宮)	中部 (西秋留・増戸)	東部 (東秋留・多西)
第1回 あきる野市の個性を浮き彫りにしましょう (宝・困りごと)	【開催日】 9月1日(日) 【参加者数】 15名	【開催日】 8月31日(土) 【参加者数】 12名	【開催日時】 8月31日(土) 【参加者数】 17名
第2回 あきる野市の望ましい将来像を描きましょう	【開催日】 9月21日(土) 【参加者数】 15名	【開催日】 9月21日(土) 【参加者数】 11名	【開催日】 9月14日(土) 【参加者数】 17名
第3回 市民が主体となることができること、やるべきことを考えましょう	【開催日】 10月19日(土) 【参加者数】 15名	【開催日】 10月19日(土) 【参加者数】 9名	【開催日】 10月20日(日) 【参加者数】 14名

② 検討結果（第1回ワークショップ結果概要）

分野	宝	困りごと
都市整備	【3地域共通】 ○生活圏に近い、気軽に楽しめる自然（山、川、風景） 【西部地域】 ○始発・終着駅としての武蔵五日市駅（通勤・通学の際に座れる）	【3地域共通】 ●公共交通の利便性向上が必要 ・広域交通（五日市線の本数、乗り継ぎ等） ・地域交通（路線バスやるのバスの便数、運行時間帯等） 【東部地域】 ●街路樹の適切な管理が必要 【中部地域】 ●道路の適切な整備及び維持管理が必要 【西部地域】 ●多世代が楽しめる公園の整備及び維持管理が必要
産業	【東部・中部地域共通】	【3地域共通】

分野	宝	困りごと
振興	<p>○多様な食資源(とうもろこし、秋川牛、鮎等)による充実した食生活</p> <p>【東部地域】</p> <p>○「瀬音の湯」を活用した誘客(周辺への波及効果)</p> <p>【西部地域】</p> <p>○ロケーションを活かしたプロモーションの可能性</p>	<p>●買い物の利便性向上が必要</p> <p>【東部地域】</p> <p>●農業の多角的な振興が必要(遊休農地の活用、市民農園の確保、ファーマーズマーケットの充実等)</p> <p>【中部地域】</p> <p>●秋川駅前のにぎわい不足</p>
生活環境	<p>【3地域共通】</p> <p>○水(秋川、平井川等)や緑による良好な生活環境</p> <p>【西部地域】</p> <p>○地域コミュニティが強い(子どもの見守り、日常的なコミュニケーション、お祭りが盛ん等)</p>	<p>【3地域共通】</p> <p>●地域コミュニティ機能の維持・向上が必要(担い手の確保・育成、新旧住民間のコミュニケーション、町内会・自治会加入促進等)</p> <p>【中部・西部地域共通】</p> <p>●ごみ問題への対応が必要(住民や観光客による不法投棄、分別等)</p> <p>【東部地域】</p> <p>●河川の整備及び維持管理が必要(安全性確保、雑草管理等)</p>
保健福祉	<p>【東部・西部地域共通】</p> <p>○多様な健康づくり活動が展開</p>	<p>【東部地域】</p> <p>●高齢者の生活利便性の向上が必要</p> <p>●子どもの預け先の充実が必要(学童保育後の預け先、病児保育等)</p> <p>【中部地域】</p> <p>●市民が高齢者福祉施設に入所しにくい</p> <p>【西部地域】</p> <p>●配食ボランティアの周知不足</p>
教育文化	<p>【3地域共通】</p> <p>○伝統芸能やお祭りが盛ん</p> <p>○多様な歴史資源が集積</p>	<p>【東部・西部地域共通】</p> <p>●文化施設の充実が必要(祝日の開館、各種教室や講座内容の充実等)</p> <p>【中部地域】</p> <p>●公共施設の適正な管理が必要(学校、プール、体育館等)</p>
行財政	—	<p>【3地域共通】</p> <p>●財政の健全化が必要(収入の確保、市民負担の検討等)</p> <p>【東部・中部地域共通】</p> <p>●市の魅力をアピールする力(企画、発信等)の向上が必要</p>

(2) 中学生ワークショップ

① 実施概要

<p>○開催日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（2019年）7月31日（水） <p>○参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市 市内公立中学校全6校（29名） ・栗原市 市内公立中学校全8校（16名）
--

② 実施結果（10年後の私たちのまちをより良くするためのアイデアや方向性）

分野	アイデアや方向性（意見概要）
都市整備	○空気がきれいで自然の香りがするよう、緑化活動を更に広めるとともに、活動への参加を呼び掛ける。
産業振興	○自然と調和した都市化（総合スーパーの増加） ○地元の農産物を積極的に食べる。高齢の生産者にとって喜びや生きがいにつながり、高齢者に優しいまちになる。また、広く特産品が知れ渡って国際色豊かなまちになる。 ○地産地消の推進 ○観光地が増え、外国人観光客が訪れるようになる。 ○農地の減少による農産物の生産減を抑制するため、農業を継ぐ人を増やす。 ○商店の減少を抑制する。
生活環境	○あきる野市ならではの自然の保護（例：森っこサンちゃんのモデルであるトウキョウサンショウウオ） ○自然を守り、生かすためにごみを減らす（ポイ捨てをしない、ボランティアに参加）とともに、自然と触れ合う体験をする。 ○環境を守るため、省エネルギーとリサイクルを推進 ○地域の人たちとのつながりをよりふかめるため、あいさつ運動を展開する。
保健福祉	○高齢者や子どものための施設が増える。 ○あきる野市生まれの人が増え、地域社会の関係が良くなる。 ○少子高齢化、人口減少を抑制するため、あきる野市のPRを更に行う。
教育文化	○地域での交流（あきる野三大祭の活性化） ○地域にある伝統的な祭りなどの行事を受け継いでいくことで、地域が一体化し、次世代への継承という循環が生まれるとともに、行事へ参加することであきる野市への郷土愛が生まれる（離れてもまた帰ってきたくなる）。 ○お祭りに参加して伝統を受け継ぐとともに、挨拶を積極的にすることで、地域の輪を深め、交流を盛んにする。 ○小中一貫教育の推進（いじめをなくそう子供会議、小中一貫挨拶運動）
行財政	○財政難による市政の停滞を防ぐため、市内で働く人（働く場）を増やす。

(3) 職員ワークショップ

市民ワークショップの開催に先立ち、総合計画が市民だけではなく、市職員にとっても共有できる「ビジョン」や「シナリオ」となることを目指し、「職員ワークショップ」を開催しました。

① 実施概要

<p>○開催日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（2019年）8月9日（金） <p>○開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回【午前の部】10:00～12:00、【午後の部】13:30～15:30 <p>○プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市の個性（宝・困りごと）について <p>○参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・64名（午前：34名、午後：30名）
--

② 検討結果（概要）

分野	宝	困りごと
都市整備	<p>【交通体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心へのアクセスが良く、居住地の候補となりやすい。 ○圏央道（あきる野インター）が近く、行き来しやすい。 <p>【緑豊かな環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑や自然が豊富で、風景も良く、レジャーやウォーキング、憩いの場等に適している。 <p>【土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市と自然のバランスがとれていて住みやすい。 	<p>【交通体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通勤や観光の面において、広域交通（JR五日市線）の利便性（本数、乗り換え、終電時間等）が低い。 ●市内の観光スポットや商業施設等へのアクセスの面において、地域内交通（バス）の利便性（本数、ルート等）が低い。 <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●狭い道路（生活道路）が多く残っており、安全面に課題がある。
産業振興	<p>【観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然を活かしたレジャー（バーベキュー等）が楽しめる。 ○集客力の高い観光施設（東京サマーランド、瀬音の湯等）がある。 ○地域固有の行事やお祭り <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品質の良い農作物（のらぼう、とうもろこし等）が採れる。 	<p>【商業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺地域の大規模商業施設の影響もあり、市内の商業施設が減少傾向にある。 <p>【産業誘致】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●圏央道の近接性を活かしきれず、大企業が少ない（勤め先や税収の確保に課題）。 <p>【プロモーション・PR】</p>

分野	宝	困りごと
		●あきる野と言えどというイメージや知名度が低い。
生活環境	<p>【水・緑環境】 ○良好な水環境や緑環境が保たれており、多様な生物（アユ、ホタル、カブトムシ等）を見ることができる。</p> <p>【コミュニティ】 ○日常的なご近所付き合いもあり、自治会・町内会の加入率が高く、地域のつながりが強い。</p> <p>【住環境】 ○騒音が少なく、静かで住みやすい。</p>	<p>【ごみ】 ●不法投棄（キャンプやバーベキュー利用者等）されている場所がある。</p> <p>【空き家】 ●空き家が増えており、対策が必要</p>
保健福祉	<p>【医療】 ○阿伎留医療センター（総合病院）があり、医療面での安心感がある。</p> <p>【高齢者】 ○要介護認定率が低く、健康で元気な高齢者が多い。</p>	<p>【医療】 ●産婦人科など、専門的な診療を受ける選択肢が少ない。 ●医療機関から遠い地域がある。</p>
教育文化	<p>【文化】 ○歴史的な価値が高い文化資源（寺社仏閣等）や郷土芸能が多い。 ○市民が一体になれるお祭りがある。</p> <p>【図書館】 ○図書館は館数やサービスの面で充実している。</p>	<p>【教育施設】 ●統廃合等により、学校がない地域もある一方、将来的な維持管理の方針を考える必要がある。</p>
行財政	<p>【行政サービス】 ○コンビニ収納・交付や土曜日開庁等、サービスが充実している。 ○メールや放送等、多様な広報を展開している。</p>	<p>【財政】 ●大きな税収源がなく、財政力が弱い。</p>